

『神祇秘鈔』註解（一）

——卷上・第一条～第一〇条——

中世神祇信仰研究会

はじめに

近時、中世の神祇信仰関係文献についての関心は確実に高まっている。新しい文献の発見・紹介や、未翻刻文献の活字化などが相次ぎ、本格的研究のための環境は整いつつあると言つてよい。しかし一方で、いつ・どこで・誰によって編まれたのかという基本的なことさえわかつていらない文献も多い。最近の研究で明らかになりつつあるように、中世の神祇信仰に関する言説生成の中心的場であつた伊勢には、度会・荒木田両門の神宮祠官はもちろん、園城寺・延暦寺・醍醐三宝院・西大寺等々、顯・密・律・禪にまたがつた僧侶たちが入り込んでおり、そうした人々の間で情報の交換や資料の共有が行われていたと思われる。したがつて、単純に書写者や伝授者、引用資料や用語をもつて、安易に文献の成立や性格を断することはできない。結局、ひとつひとつの文献の内容を丁寧に読むことを積み重

ねてゆくしか、これらの文献の性格や相互の関係を理解するための確実な方法はないということであろう。本稿は、そうした方法論に則り、中世神祇信仰文献のひとつである「神祇秘鈔」の註解を試みたものである。

【神祇秘鈔】は、すでに神道大系「真言神道（上）」⁽¹⁾と、真福寺善本叢刊「中世日本紀集」⁽²⁾に活字化されている。後者には阿部泰郎氏による詳しい解題が附されているので、それを参考にして、まず「神祇秘鈔」なる文献について簡単に解説しておきたい。「神祇秘鈔」は、全三巻。序と全二十二条の本文からなり、各条は問答体で記されている。以下に全二十二条の標題を掲げる。（諸本により標題名に若干異同があり、真福寺本も目録と本文では標題名や配列が異なるので、ここでは真福寺本の本文中の標題にしたがつた。）

- 1 天地立相并神道等事・2 神名体事・3 神来降事・4 就神体其義繁多事・5 地神第一尊欲界天主元初事・6 御鎮坐事・8 神号分別事・7 大神宮秘所事・9 神所変事・10 神之天上天下事（以上上巻）、11 日本神生国事・12 神仏本迹事・13 依神明法楽顯善惡二辺事・14 大神宮忌僧尼等事・15 大神宮求聞持相應事・16 神者為不生理又三千界主事（以上中巻）、17 神道与密教一致事・18 大神宮宰兩部事・19 神以水火示不一事・20 天照神与大日本迹事・21 大神宮仕狐狼事・22 大師与天照神一体事（以上下巻）

これらの問答の内容をひとことで言えば、伊勢神宮の祭神や祭祀に関わるテーマを取りあげて、教理的解釈をくわえたものである。掲げられた標題名を見ればわかるとおり、関心は大神宮および天照神に集中しており、それを序文に「法身天照之全体、神道密教之不離、以「無念之智」悟レ之、以「不二之理」示レ之」とあるように、密教的論理をもつて解説したものといえる。その意味では、いわゆる「兩部神道書」の範疇に入ると言つてよい。ただし、本稿をお読みいただければわかるように、条目ごとに所説の内容や依拠する立場にばらつきがあり、終始一貫した構想の元に

著されたものではないらしい。やはり阿部氏が指摘するように、伝授・口決の筆録を原型とする見ると見るべきであろう。

冒頭述べたように、様々な言説の交錯する場が生み出した神祇信仰文献の典型と言えるかもしない。

【神祇秘鈔】の成立時期については未だ明らかでない。写本の中では、真福寺善本叢刊の底本である真福寺本が南北朝期後半の書写、神道大系の底本である高野山持明院本が応永年間の書写とされるのが、比較的古いものである。いまはとりあえず、南北朝期の成立か、としておく。作者については、蓬左文庫本等の巻末に「此書石山内供淳祐御作明鏡也」と見えるが、もとより仮託である。また真福寺本奥書には「此書者、或僧(号俊融)所記也」と見えるが、「俊融」がいかなる人物であるかは未詳である。すでに伊藤聰氏が指摘したように⁽³⁾、蓬左文庫本等の奥書には「此抄者於仁和寺相承」と見え、仁和寺流に伝承した可能性は高いが、果たしてその成立にまで関わるものであるのかは定かではない。今のところ先に挙げた阿部氏と伊藤氏の他に、「神祇秘鈔」の成立や性格について触れたものではなく、先行研究と呼べるようなものはないのが現状である。

次に諸本について簡単に触れておきたい。神道大系は高野山三宝院文庫本を底本として使用したとしているが、阿部氏は同大系は高野山持明院藏本に依るとしていて、どちらかに錯誤があると思われる。また阿部氏は真福寺本と上記の高野山の二本の他に、国学院大学智慧光院旧蔵本・同河野文庫本・蓬左文庫本を紹介している。この他に、かつて「中世神道書を読む会」⁽⁴⁾が確認した諸本には以下のようなものがある。

・ 天理図書館吉田文庫蔵 【神宮方付神祇秘抄】(享保十三年写)

・ 京都大学付属図書館菊亭家旧蔵 【神祇秘鈔】(本奥永禄八年)

・京都大学付属図書館清家文庫蔵「神祇秘抄」（天正十三年写）

・東寺宝菩提院蔵「神祇秘抄」（宝永元年写）

・東寺宝菩提院蔵「神祇秘抄」（享保十四年写）

・大和文華館鈴鹿文庫蔵「神祇秘抄」（書写年次不明）

・東北大学狩野文庫蔵「神祇秘抄」（書写年次不明）

このうち宝菩提院（宝永元年写）本は、最後の宝永元年の書写奥を除いて蓬左文庫本と同じ「康正三年→天正十八年→慶長十二年」の奥書を持つ。阿部氏も紹介している国学院大学智恵光院旧蔵本（元禄五年写）も、これと同じ奥書を持つ本である。また京大菊亭家本も「淳祐作」「仁和寺相承」と記す点が共通し、これらと同系統と思われる。宝

菩提院蔵（享保十四年写）本は「淳祐作」を記さないが、「仁和寺相承」と記す点が共通し、これらは非常に近い関係にあると思われる。これら五本は同系統と見てよいだろう。また鈴鹿文庫・吉田文庫（年次不明）の両本は非常に近い関係にあると思われる、ともに奥書はないが「淳祐作」とする点は蓬左文庫本等と同様である。一方、吉田文庫（享保十三年写）本と京大清家本は、奥書に「俊融記」とする点で、真福寺本と同系統と思われる。狩野文庫本は零本であり、由来は不明である。このほか、石井行雄氏が智積院智山書庫蔵の「神祇秘抄」一本を紹介しているが、⁽⁵⁾「石山内供淳祐作」とされる「神祇秘抄」（寛文元年写）とその転写本が存在するようであるが、未見である。

以上を整理すると、次のようになろう。

A系 「真福寺本・吉田（享保十三年）本・京大清家本」

a系〔持明院本・狩野文庫本〕

B系 〔蓬左本・宝善提院〔宝水元年〕本・宝善提院〔享保十四年〕本・京大菊亭本・国学院智恵光院本・智積院本〕

b系〔鈴鹿本・吉田〔年次不明〕本・神宮文庫本〕

これら諸本の伝来について、いくつか気づいた点を述べておく。まず「淳祐作・仁和寺相承」とするもの（B系）と「俊融記」とするもの（A系）は、はつきりと分かれており、「俊融」を編者とする説は、仁和寺流とは別のところに生じたのである。さらに、蓬左文庫・宝善提院〔宝水元年写〕・京大菊亭・国学院（智恵光院）の四本の奥書から、本書が東大寺に伝来したことが窺えるが、詳しいことはわからない。また、江戸初期の成立かと思われる「御流神道口決」⁽⁶⁾なる本には、「麗氣記」、「神道五部書」や吉田系の神道書と並んで「神祇秘鈔」が引かれている。同書は智積院において伝授されていたことが奥書によつて知れ、智積院本の存在とともに智積院との関係を窺わせる。

最後に、書名についてひとこと説明しておきたい。諸本を見ると、持明院本と吉田〔享保十三年〕本・京大清家本は外題・内題ともに「神祇秘抄」、真福寺本・狩野本は外題のみ「神祇秘抄」とし、内題は「神祇秘鈔」とする。またB系の諸本はすべて外題・内題ともに「神祇秘鈔」の字を用いている。神道大系・真福寺善本叢刊はいずれも「神祇秘抄」と表記しており、諸研究もそれに従っているが、本稿では底本の内題にしたがい「神祇秘鈔」で統一した。

〔註〕

(1) 神道大系 論説編一 「真言神道(上)」(和多秀乗校注) 一九九三、神道大系編纂会

(2) 国文学研究資料館編 〔真福寺善本叢刊7〕「中世日本紀集」一九九九、臨川書店

(3) 伊藤聰「中世日本紀」題」(「むろまち」1、一九九二)の註。また伊藤は「仁和寺資料【神道篇】神道灌頂印信」解題(名古屋大学比較人文学研究年報第二集、二〇〇〇)において、「神祇秘鈔」についてふれている。

(4) 早稲田大学の大学院生であった伊藤聰・門屋温・中田徹・原克昭・渡辺匡一による研究会。

(5) 石井行雄「智積院所蔵の国語国文学関係の善本一斑」(「智山学報」36・37 一九八七・一九八九)

(6) 福島県いわき市宝聚院藏。同院では福島県地域文化研究会による聖教の悉皆調査が進行中である。「御流神道口決」の翻刻・紹介も、いずれ同研究会によって行われる予定である。

(門屋温記)

【凡例】

一、本稿は『神祇秘鈔』上巻（第一条～第一〇条）の訓読・註解である。

一、底本には〈真福寺善本叢刊7〉「中世日本紀集」（臨川書店 一九九九年）に収録された真福寺宝生院蔵の影印本を使用した。また、【本文】の作成に際しては、同書所収の翻刻を参考にした。

一、読解に当たっては、蓬左文庫本、吉田文庫〈享保十三年写〉本、菊亭家本、清家文庫本、宝善提院〈宝永元年写〉本を参照した。ただし、本稿は内容を理解することを第一とし、校訂本文（定本）の作成を目的としたものではないので、内容上明らかに訂正した方がよいと思われる箇所のみ校異をとり、基本的には底本の記述にしたがつた。

一、【本文】において、底本に付けられているルビ・送り仮名・返り点は原則として省略にしたがつた。ただし、本文化している送り仮名は一部（給、玉、御など）を載せ、その他については【訓読・釈文】において補説した。

一、字体は一部を除き通行の字体に改めた。また、割注は「」により示した。

一、読解の便宜上、私意により改行・句読点を施した。また、各条の初めに番号を付した。

一、【訓読・釈文】は底本及び諸本のルビ・送り仮名などを参考したが、必ずしもそれに従つていかない箇所もある。

一、【註】で使用したテキスト・参考文献等は最後に一括して掲載した。（ただし、大正大藏經については適宜、当該卷・頁数を示すこととした。）

一、本稿は、早稲田大学大学院文学研究科東洋哲學専攻の院生を中心とした研究会（中世神祇信仰研究会）における輪読の成果である。参加メンバーは以下の通り。

岡野 英基・清水 則夫・鈴木 英之・原克昭・平沢 卓也・松本 知己・林山 まゆり・門屋 温

〔序〕

〔本文〕

神祇秘鈔上

夫神道幽微而其体難測、法身無對而其說希夷也。故以周遍法界之理、号之天照神、暫屬法爾具足之說、名之無覺門。
伝聞、吾朝開闢緣起者、神書秘記無疑歟。鉄塔開扉巖戶者、密教所伝有誠乎。雖然、生盲不見日月、聾駭不聞雷鼓。
矧神仏本迹之迷、何時詳之、法心權実之說、誰人得之。四種言語於此尽、九識心量皆虛妄。爰以、師聖垂哀悲而示迷
於提撕、今愚喜機感而治疾於教藥。爾時、敦祥之載、蕤賓之節、成廿余之間答、決神仏不二、造三卷之口決、名神祇
秘鈔。師聖云、法身天照之全体、神道密教之不離、以無念之智悟之、以不二之理示之。常置座右、如護眼睛。非上智
者勿許見聞。於淺機者勿為嗟言。然者、深法誹謗之因、闡提無間之業、可不恐乎、可不慎乎矣。

天地立相并神道等事	神名体事	神采降事	就神体其義繁多事	地神第一尊欲界天主元事	神御鎮坐
事	神号分別事	太神宮秘所事	神情非情反作事	神仏本迹事	神依法集起善惡化用事
三宝事	神日本國宗廟事	太神宮仕狐狼事	太神宮求聞持相心事	神本有理体并三界主事	太神宮
大日本迹同異事	開闢元初天上天下事	伊勢鎮坐宰兩部事	神道与密教一致事〔付四神事〕	天照神与	
為体事	天照神与大師一体事		神以水火		

〔校異〕 (イ) 名之十名(底本) / 菊亭家にて改む

夫れ神道（1）は幽微（2）にして其の体測り難く、法身（3）は無対（4）にして其の説希夷（5）なり。仮に周遍法界（6）の理を以て之れを天照神（7）と号づけ、暫く法爾具足（8）の説に屬て之れを無覚門（9）と名づく。伝へ聞く、吾が朝開闢の縁起は、神書秘記に疑ひ無きかな。鉄塔開扉の巖戸（10）は、密教の所伝に誠有るかな。然りと雖も、生盲は日月を見ず、聾駭は雷鼓を聞かず（11）。矧んや、神仏本迹の迷、何れの時か之れを詳らかにし、法心権実の説、誰れ人か之れを得んをや。四種の言語は此に於いて尽き、九識の心量は皆虚妄なり（12）。爰を以て、師聖哀悲を垂れて迷を示すに提撕（13）に於いてし、今愚機惑を喜びて疾を治すに教薬（14）に於いてす。爾時、敦祥の載（15）、蕤賓の節（16）、廿余の問答を成して神仏の不二（17）を決し、三卷の口決を造りて神祇秘鈔と名づく。師聖云く、法身天照の全体、神道密教の不離、無念の智を以て之れを悟り、不二の理を以て之れを示す。常に座右に置くこと、眼精（17）を護るが如し。上智に非ざれば、見聞を許す勿かれ。淺機に於いては、忽ちに嘵言を為す。然れば、深法誹謗の因、闡提無間の業（18）、恐れざる可けんや、慎しまざる可けんや。

（目次は省略）

【註】

（1）神道 「神道」の用語例としては、「周易」觀に「觀天之神道、而四时不忒」とあるのが最も古く、四時の運行、万物化育の妙用のことを指した。また漢代以後には死者の神靈に通じる路や、神仙道的な意味合いをもつよう

になる。日本に於いては、「日本書紀」用明天皇即位前紀に「天皇信仏法尊神道」と見えるのが最初で、それ以後神の力、はたらき、しわざ、神そのものなどの意味で使われた。本文での用法は法身と対比されているところから、神そのものを意味していると思われる。「神道」については牟禮仁「神道」日本書紀用例考及び「神道」古代・中世用例輯（稿）」参照。

(2) 幽微 奥深くかすかで知り難いこと。

(3) 法身 大乗仏教で説かれた仏のあり方のうち、法（真理）そのもの、永遠の理法としての仏身をいう。ここでは天照大神と同体であるとされた大日如来のことを指していると思われる。

(4) 無対 二つの物が妨げあつて同時に一つの場を占められない事を対礙といい、この性質を有するものを有対、有さないものを無対という。「大毘婆沙論」卷第七十六（大正一七・三九一-a）「諸極微積聚是有對義、非極微積聚是無對義」参照。ここでは法身が色や形をもたないことをいう。

(5) 希夷 色形が無くて奥深く見ることも聞くこともできないこと。【老子】贊玄「視之不見、名曰夷。聽之不聞、名曰希。」、「御鎮座本紀」「希夷視聽之外、氤氳氣象之中、虛而有靈、一而無體」参照。

(6) 周遍法界 本来は真理乃至法身のはたらきが一切世界に遍く及んでいることをいうが、中世神道説では神やその表徴を形容する言葉として多く用いられた。「天地靈覺秘書」「本来清淨、不生不滅、周遍法界、唯一心柱是也。」参照。

(7) 天照神 天照大神、大日靈貴ともいう。伊弉諾・伊弉冉から生まれた三貴子のうちの一（「日本書紀」本文）。皇室の祖神として伊勢神宮の内宮に祀られる。また本地垂迹説の発展にともない、觀音菩薩や大日如來の垂迹あるいは

は同体として位置付けられていった。『神祇秘抄』では繰り返し大日如来との同体が説かれる（第二条・第二二一条・第三一条・第一〇条）。両者の関係については、久保田収「伊勢神宮の本地」参照。

(8) 法爾具足 一切諸法があるがままの理法をそなえていること。

(9) 無覺門 中世の神道書「大元神一秘書」には「実無覺無成者、本覺本初元神也。元神者、自而本分十心也。」とあり、無覺無成を本覺本初の元神とする説が見えるが、第一条で天照大神を本覺神とするところからも、ここでいう無覺門は本覺門の事を指すと思われる。本覺門と神道説については田村芳朗「本覺思想と神道理論」など参照。なお、無覺無成とは、「大日經疏」卷第六（大正三九・六四六b）「義解」卷第五に「謂覺自心、從本以來不生、即是成佛、而實無覺無成也。」とみえる言葉で、不成仏の成仏を説く際の原拠とされた。無覺無成については、大久保良峻「日本天台における法華円教即身成仏論」参照。

(10) 鐵塔開扉の巖戸 → 第五条・註(18) 参照。

(11) 生盲は日月を見ず・聾駭は雷鼓を聞かず 空海「秘藏玉鑑」卷中に「生盲不見日月、聾駭不聞雷鼓」とあるのが原拠と思われる。生盲は生まれながらの盲人、聾駭（聾駭）は耳が聞こえないの意。ここでは我々凡夫では神仏関係の真実を知ることが出来ないことの譬喻として使われる。

(12) 四種の言語・九識の心量 これについては、空海の「三昧耶戒序」に「四種言語道断而無為、九種心量足絶而寂靜」とあり、また「弁頭密一教論」卷上に「龍樹釈大衍論云」として詳しく論じられている。即ち「釈摩訥衍論」卷第一（大正三一・六〇五）によると、四種言語とは相言説、夢言説、妄執言説、無始言説、如義言説の五種言説のうちの前の四つのことであり、「如是五中前四言説、虛妄說故不能談真」（大正三一・六〇六a）であるとする。ま

た九種心量とは眼、耳、鼻、舌、身、意の六識と末那識、阿梨耶識、多一識、一一識の十種心のうちの前九種心のことで、「如是十中初九種心不縁真理」（大正三一・六〇六b）であるとする。したがつて本文でいう所は、悟りにいたる前の言語や識心では、談することも認識することも出来ないの意となる。

(13) 提撕 弟子を教え導くこと。【秘藏宝鑰】卷中「既蒙提撕心霧忽消」参照。

(14) 教薬 仏の教えを薬に譬えた語。

(15) 教祥の載 午の年の異名。【爾雅】卷第六 积天「在午曰教祥」参照。

(16) 蔡賓の節 五月の異名。【札記】月令第六「仲夏之月、日在東井、昏亢中、旦危中。其日丙丁、其帝炎帝、其神祝融、其蟲羽、其音微、律中、賓、其数七、其味苦、其臭焦、其祀鼈、祭先肺」参照。

(17) 眼精 眼球のこと。【北方毘沙門多聞宝藏天王神妙陀羅尼別行儀軌】（大正二・二三三一b）「但有少微塵心依隨。我常擁護。如護眼精。如護身命。」参照。

(18) 謗提無間の業 悟りの可能性の無い一闡提であり続けること。ここでは能力の劣った者が妄りにこの書を見て誤った受け取り方をすれば、それは深法（仏教）を誹謗する因ともなり、一闡提の業ともなるので、慎重に扱わなくてはならない、という意味で使われている。

【解 説】

【神祇秘鈔】三巻全体の序文にあたる。ここでは、神本仏迹・法應權実についての疑問に師聖が教えを示し、それに基づいて二十余の問答を成して三巻にまとめた旨が述べられる。なお、ここに見える「師聖」「今愚」「教祥之載」

など具体的な人名・年代については現在のところ未詳である。

〔第一条〕

〔本文〕

天地立相並神道等事

問。天地開闢、四方立相並神道等事、其義如何。

答。日本記云、元初如鷄卵。而陰陽令相鬪二分。澄為天、濁為地云々〔取意〕。以深意解之、自法爾一顆之珠、即生理智二法、建立天地兩盤也。或秘尺云、字法界種、相形如円塔〔文〕。依之、四方立相之元初、自円形一果之珠、流

出方角、漸成八方。八葉之象、皆法然一果之所生也。所謂、天神七代、天之七星。地神五代⁽¹⁾、地之五行也。

次、神道事。雖非虛妄之所知、暫就日本記之說、以秘旨料簡之。先、神、三種神・四種異名御。四種異名⁽²⁾、四種法身也。三種神者、一者本覺神〔或法性神〕。是則、本來不生一念、諸仏內証智、天照大神是也。二者始覺神。即、諸權化垂迹、依悲願力現神明給。皆可有本地。八幡等神、是也。三者冥神。是又、自劫初下天諸荒振神也。依祭祀等之法樂、暫善惡利心区也。出雲大社等神、是也。今此、寒暑与法性二神者、不生一念之上而暫善惡之相各別之故、其性然一致而一念生起云々。故為法性・冥冥之二神也。

〔校異〕

(イ) 地神五代—地神五代者(底本)／蓬左・宝善提にて改む

(ロ) 四種異名—四種名者(底本)／蓬左・宝善提・菊亭にて改む

【訓読・訳文】

天地立相並びに神道等の事

問ふ。天地開闢（¹）、四方立相並びに神道等の事、其の義如何。

答ふ。日本記に云く（²）、元初は鶏卵の如し。而るに陰陽相ひ闢はしめ（³）二つに分かる。澄めるは天と為り、濁るは地と為ると云々〔取意〕。深意を以て之れを解するに、法爾（⁴）一顆の珠より、即ち理智の二法（⁵）を生じ、天地両盤（⁶）を建立するなり。或る秘訣に云く（⁷）、**火**字（⁸）法界種、相形円塔の如しと〔文〕。之れに依りて、四方立相の元初、円形（⁹）一果の珠（¹⁰）より、方角を流出し、漸く八方（¹¹）を成す。八葉の象（¹²）、皆法然一果の所生なり。所謂、天神七代（¹³）は、天の七星（¹⁴）、地神五代（¹⁵）は、地の五行（¹⁶）なり。

次に、神道の事。虚妄の所知に非ざと雖も、暫く日本記の説に就きて、秘旨を以て之れを料簡す。先づ、神に、三種の神（¹⁷）・四種の異名御ます。四種の異名とは、四種法身（¹⁸）なり。三種の神とは、一には本覚神〔或いは法性神〕。是れ則ち、本来不生の一念（¹⁹）、諸仏の内証智（²⁰）、天照大神、是れなり。一には始覺神。即ち、諸の権化垂迹（²¹）、悲願力（²²）に依りて神明と現れ給ふ。皆本地有る可し。八幡等の神（²³）、是れなり。三には実冥神。是れ又た、劫初（²⁴）より下天せし諸の荒振神（²⁵）なり。祭祀等の法樂に依り、暫く善惡の利応区（まちまち）なり。出雲大社等の神（²⁶）、是れなり。今此、実冥と法性との二神は、不生一念の上にして暫く善惡の相、各別の故に、其の性然も一致して一念生起すと云々。故に法性・実冥の二神と為すなり。

【註】

(1) 天地立相・四方立相　天地・四方といった世界の姿をあらわすこと。天地開闢のこと。「相」は、すがた、かたち、ありさまの意味。

(2) 日本書記に云く　「日本書紀」神代上の冒頭「古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子。溟沌而含牙。及其清陽者、薄靡而為天、重濁者、淹滯而為地、精妙之合搏易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定」からの取意义。

(3) 陰陽相闢はじめ　陰陽が分かれ天地となつたという説は、天地開闢神話では多く見られるが、陰陽を闢わせることで二つに分け、それが天地となつたという説は珍しい。

(4) 法爾　法の自性にして実相本有の位をいう。本来あるがままの姿。天然自然そのまゝのこと。法然もほぼ同義で用いられる。ここでは、「法爾一顆之珠」「法然一果之所生」とあるように、天地を流出した珠が法爾であると考え、レトリックとして法爾という語を用いることにより、明確な時間上の一点を定めないまま天地開闢の元初をあらわす役割を果たしていると思われる。

(5) 理智の一法　道理と智慧。「神祇秘鈔」では、陰陽が理智とされる。密教においては、理智はそれぞれ金胎兩部曼荼羅に配當されることから、珠より理智の曼荼羅が生まれる、つまり天地開闢したことだろう。

(6) 天地両盤　「麗氣記」現図麗氣記には「亦天瓊杵金剛宝柱者、從天地両盤中、出諸法實相法言、利諸品物」と見える。なお、第二〇条も参照。

(7) 或る秘釈に云く　「金剛頂經義訣」(大正一九・八二三〇)に「鐵字法界種、相形如円塔。名法身塔」とある。法身塔は、大日如来の三昧耶形が塔婆であることから、大日法身を指す語として使われる。

- (8) **鑑字** 鑑字。智慧をあらわす金剛界大日如来の種子。一切諸法の根本、五輪所成の法界塔婆をあらわす。
- (9) **円形** 円形は五形（方・円・三角・半月・圓形）のひとつで、縛字水大的形色をあらわす。密教では、五形を五字（阿彌・縛^{タマ}・羅^{タマ}・賀^{タマ}・法^{タマ}）・五大（地・水・火・風・空）の形色とし、これを一切の形色の根本と考える。

(10) **珠** 珠より世界が流出したという説は、他の中世神祇書にも見出せる。特に『麗氣記』二所太神宮麗氣記では「中水穂國者、大日世界宮、鑑字大悲智水也。如鷄子者、是水珠也。是如意玉珠也。」と、水珠を鷄子とするなど本書と近い立場をとつており興味深い。また『麗氣記』現國麗氣記にも「無始無終種々形像、最初一顆之玉者、法界元初一水。國常立尊、心月輪大空無相妙體也。」と見える。

(11) **八方** 東・西・南・北・東北・東南・西南・西北の八方位。四方・四維。

(12) **八葉の象** 密教で、胎藏曼荼羅の中央に位置する中台八葉院が八弁の蓮華であらわされる」とを意識しているか。第一六条には、九山八海を「九山胎九尊、八海八葉」とする説が見える。

(13) **天神七代** 天地開闢の際に成った七代の天神をいう。記紀神話ではもともと「神世七代」と呼ばれていたが、のち「地神五代」という呼称が用いられたことから「天神七代」とも称されるようになつた。七代とは、「日本書紀」本文によれば、①国常立、②国狭槌、③豊斟渟、④塗土煮・沙土煮、⑤大戸之道・大苦辺、⑥面足・煌根、⑦伊弉諾・伊弉冉となるが、「神祇秘鈔」本文の記述からは正確な配当は分からぬ。

(14) **天の七星** 北斗七星のこと。貪狼・巨門・禄存・文曲・廉貞・武曲・破軍の七星をいう。

(15) **地神五代**

- ①天照、②天忍穗耳、③火瓊々杵、④彦火々出見、⑤鷦鷯草葺不合の五代神を指す。

(16) 地の五行 五行説で、世界を構成する木・火・土・金・水の五つの要素のこと。先に述べた天の七星を天神七代に、地の五行を地神五代にあてはめて、一具で使われることが多い。【大和葛城宝山記】割注「謂天神七代神、則天七星、地神五代、則地五行來也。」、「天地麗氣府錄」天神七代次第「夫天神七代、謂天七星也。地神五代、謂方五神矣。」、「両宮形文深糸」卷下「天神七代天七星、地神五代亦言五行神也」、「神代秘決」天神地神品「日本紀神代秘決弘法大師釈云、天神七代者指天七星言也。亦名過去七仏也。亦云七仏藥師也。能々可秘之。已上七代畢」、同・天照太神品「地神五代者指五行言也。亦真言五仏也」など参照。

(17) 三種の神 本条では、神を本覚・始覚・実冥の三種に分類する。これは、本地垂迹説の高まりから生じた神仏同体論をもとに、大日と天照大神を同体と見なし、頂点に位置付けることで神々を統一の概念上に分類したものであり、類似の分類は中世神祇書にも頻出する。本条の所説は【中臣祓訓解】や【太神宮両宮御事】などの分類に近いが、実冥神の扱いがやや特殊で、「訓解」等では「無明惡鬼類也」と実冥神を否定的に捉えるのに対し、ここでは人々の祭祀法楽により善惡どちらの場合もあり得る、と必ずしも否定的な立場はとっていない。それどころか法性神(本覚神)と実冥神は、不生の一念上で仮に善惡の相を分けて二神としただけのものであり、実は一であると独自の解釈が施される。一方、その特色からかすんでしまうのが始覚神である。究極的には不生の一念上に実冥神と同様に包括されるのであろうが、本書での関心は一様に低く、多少の説明が施されるだけで、結局は本覚・実冥の二神に集約される。こうした神観念は本書の基本とななものであり、以後、第一二条・第二〇条でも、神の本地の問題と絡めて度々論じられていくこととなる。三種の神については菅原信海【山王神道の研究】所収「神の分類表」参照。

(18) 四種法身 自性・受用・変化・等流の四身をいう。この四身は皆法身であり、法身は大日如来とされる。神

祇に適用させた説としては、「神道関白流雜部」秘記に「太元初神、二虛無神、三天御中主神、四大日靈神」の四神につき、四種法身としてそれぞれ「法身、報身、三元身、四化身」を当てはめた例が見える。

(19) 不生の一念 本不生のこと。一切の法は因縁によつて生じる。諸法の生起を無限に遡つていくと、もう何ものにもよらずそれのみである本不生際に至る。本不生際は万法の源であり、法の根本本初は無自性空であることから諸法本不生という。

(20) 内証智 如来の内心に証得した智慧のこと。自己の心の内で真理を悟ること。

(21) 諸の権化垂迹 衆生を救つために、仏が権りに神として現れ降ること。

(22) 悲願力 慈悲により衆生を救おうとする誓いの力のこと。始覺神の代表として挙げられる八幡神の本地は、院政期以降、石清水における阿弥陀信仰の隆盛を受けて阿弥陀二尊とされることが主流となつたことから、阿弥陀仏の悲願である四十八願が念頭に置かれているものと思われる。

(23) 八幡等の神 天応年中に「護國靈驗威刀神通大菩薩」(「東大寺要録」所収、弘仁十二年八月十五日太政官符)と、神々の中で最も早く菩薩号を称し、神仏習合史上、非常に重要な役割を果たした神として有名。菩薩として現れた最も代表的な神であることから始覺神に配当されたのだろう。他書においても概ね八幡神を始覺神にあてる。

(24) 劫初 成劫の初めをいう。成劫とは四劫觀のひとつで、世界が成立と破壊を繰り返して循環する四つの期間、成(世界の成立時期)・住(世界の安定時期)・壞(世界が破壊される時期)・空(世界が完全に破壊され完全に無となる時期)のうち、世界の成立当初の期間をいう。

(25) 荒振神 天孫降臨以前に中津国を治めていた、高天原の神勅や天孫に従わない神々のことと指す。本条では

実冥神と考えられることで、同一の神観念の上に包括され理解されることとなる。本書での荒振神は特殊な描かれ方をされており、第五条では日神・月神を退けるほどの巨大な力を持つ神格とされるなど興味深い点が多い。

(26) 出雲大社等の神　出雲大社は本来オオクニヌシを主神とするが、第五条に「四男、素戔尊「出雲大社」とあるように、「神祇秘鈔」では出雲大社＝スサノヲと考えていたようである。→第五条・註（6）参照。

【解説】

第一条「天地立相並神道等事」から、本格的に「神祇秘鈔」の神祇説が述べられていく。第一条は大きく二つに分けられる。前半部は「天地立相」として、天地開闢について論じる。鷦子より世界が展開したとする「日本書紀」の記述をもとに、鷦子を珠、陰陽を理智にあてはめるなど、密教的な立場から解釈が施される。後半部は「神道事」として、神を本覚・始覚・寒冥の三神に分類する神観念について論じる。この神観念は本書の基調をなすものであり、以下、第二十二条「神仏本迹事」、第二〇条「天照神与大日本迹事」では本地の問題と絡めて論じられる。この天地開闢・神観念のテーマは本書に通底した理解であり、「神祇秘鈔」全二十二条の劈頭にふさわしい内容となっている。

【第一条】

【本文】

神名体事

問。神者、其名体如何。

答。或人云、神者、無体無名。強論之者、以法花為名体為寿命。是故、無量無邊也。云之法性常住之理。又、以般若為力用。依之、無始無終也。云之法爾不變之智也。爰以、仏法緣起以来、仮名云神。天照神者、大日靈貴也。^(イ)所上載、其論世界、元初鷦卵云々。彼鷦卵者、指諸法不生之空体。自其裏建立天地之兩盤。是即、二果之宝珠也。法顯因果、世界現日月。人為両眼、鎮彰天地人之化用。皆是、神之力用、無体之体、無名之名。故号天照大神。^(ロ)又号大日也。

〔校異〕

(イ) 大日靈貴—大日靈(底本)／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む
(ロ) 号天照大神—号照大神(底本)／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

【訓讀・釈文】

神の名体の事

問ふ。神とは、其の名体如何。

答ふ。或る人云く(一)、神は、無体無名なり。強いて之れを論ぜば、法花(2)を以て名体と為し、寿命と為す。是の故に、無量無邊なり。之れを法性常住の理(3)と云ふ。又た、般若を以て力用と為す。之れに依りて、無始無終なり。之れを法爾不變の智(3)と云ふなり。爰を以て、仏法緣起より以来(4)、仮に名づけて神と云ふ。天照神は、大日靈貴なり。上に載する所、夫れ世界を論すれば、元初は鷦卵なりと云々。彼の鷦卵とは、諸法不生の空体(5)を指す。其の裏より天地の両盤を建立す。是れ即ち、二果の宝珠(6)なり。法には因果と顯れ、世界には日月と現る。人には両眼と為り、鎮まりて天地人の化用を彰す。毕竟是、神の力用、無体の体・無名の名(7)なり。故に天照大神と号す。

又たは大日と号するなり。

【註】

(1) 或る人云く 未詳。

(2) 法花 以下で神は法花をその名体及び寿命とするが故に、無量無邊であるとするのは、久遠実成の釈迦を説く「法華経」如來寿量品を踏まえているものと考えられる。

(3) 法性常住の理・法爾不变の智 法性は法界・真理や法則のことで、その法性が常に存在しつづけていること。法爾は一切の諸法があるがままであるということ。ここでは、本来備わっており変化することのない智慧という意味か。ここではこの二句が対になつており、それぞれ「法花」と「般若」、神の「名体」と「力用」に配当される。

(4) 仏法縁起より以来 仏法が起こつて以来といふことか。ここでは神とは仏法が起こつて以来、仮に用いられている名であるとし、神という概念は仏法によつて与えられたものであるとする。

(5) 諸法不生の空体 諸法不生は諸法は無自性であること。→第一条・註(19) 参照。また、空体は実体の無いこと。ここでは、この諸法不生の空体が天地元初の鷦鷯とされ、そこから天地両盤が生じるとする。これは空体が鷦鷯の空洞というイメージと重ね合わされたものと考えられる。

(6) 二果の宝珠 果は丸いものに対する数量詞。ここでは、空体から生じた天地両盤がこの二果の宝珠であり、また因と果、日と月、人の両眼でもあるとする。「神皇系図」「謂火珠水珠一果曲玉變成三昧世界建立日月之座。」、「麗氣記」天地麗氣記「伊弉諾・伊弉冊二神尊、持左手金鏡陰生、持右手銀鏡陽生、名曰日天子・月天子、是一切衆生眼

目座故、一切火氣變成日、一切水氣變成月、三界建立日月是也。」など参照。

(7) 無名の名・無体の体 神は無名無体で具体的な名や体では表すことはできない。しかし、その作用は天地の様々なものを生じ、その作用による所化の存在が神の「無名の名・無体の体」とする。同様な考え方は、第二条にも見える。また、「神皇實錄」「大元〔無名之名、無狀之狀。呈稱氣神。万物靈台。日月星氣是。天大地大、人亦大。故大象人形坐也。無著_{凡至也。}〕」、「神道大意」「國常立尊止著、無形乃形、無名乃名、此於虛無太元尊神止名入」参照。

【解説】

第二条「神名体事」では、神の名と体に関する問答が行われる。神の名と体はどのようにあるかという問い合わせに対し、神は無名無体ではあるが、強いてこれを論じれば、法花をその体で理とし、般若をその用で智とする。そして後半では、神の功用は天地に行き亘つていることを示して「無体之体、無名之名」と表する。本条は全体的に觀念的な議論で構成されており、具体的な地名や人名等は見られない。

〔第三条〕

〔本文〕

神來降事

問。神來降事、其義如何。

答。如上載。在天七星、即天七代。降地五行、地神五代云々。十二代即十二因縁、十二月、十二時等、如此変作無尽也。彼十二代、又、欲色無色等、三界天主也。必非日本一州之主。雖然、彼神來降以来、以其御末、奉仰國主、万民所歸也。最神之一体、日本之主也。仍十二代者暫一神變作之烈名御也。或尺云、在天云天御中主命因、在地云國常立尊⁽¹⁾果。一体異名御。自其以來、代漸劣、至伊弉諾伊弉冉尊、陰陽和合生一女三男。其御子來降給、嗣代御也。

〔校異〕　（イ）常立尊—國常尊（底本）／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

【訓説・訳文】

神の来降の事

問ふ。神の来降の事、其の義、如何。

答ふ。上に載せたるが如し。天に在りては七星、即ち天の七代なり。地に降りては五行、地神五代なりと云々。十二代は即ち十二因縁、十二月、十二時（一）等、此の如く変作すること無尽なり。彼の十二代は、又た、欲・色・無色等、三界の天主なり。必ず日本一州の主には非ず。然りと雖も、彼の神の来降より以来、其の御末を以て、國主に仰ぎ奉り、万民の帰す所なり。最神の一体は、日本の主なり。仍りて十二代は暫く一神の変作の列名（二）御ますなり。或る訳に云く（三）、天に在りては天御中主命〔因〕と云ひ、地に在りては國常立尊〔果〕と云ふ。一体異名（四）にて御ます。其れより以来、代は漸く劣り、伊弉諾・伊弉冉尊に至りて、陰陽和合して一女三男（五）を生ず。其の御子來降し給ひ、代を嗣ぎ御ますなり。

【註】

(1) 十二代は即ち十二因縁、十二月、十二時　十二代は前出の天神七代と地神五代とを合わせたもの。→第一条。
註 (13) (15) 参照。ここでは、十二代は十二因縁、十二月、十二時であるとする。また『神道大意』には「天神七代地神五代合十二神、彼神力以天地建立万類養育、故日十二時アリ、歳十二月アリ、人十二経絡アリ、又十二因縁ナル。」と類似した表現が見える。

(2) 一神変作の烈名　十二代の神々は一神が変化したものであるということ。この後にも「或る眾」の中で天御中主命と国常立尊が一体異名であると述べられる。

(3) 或る眾に云く　未詳。

(4) 一体異名　天御中主命は『古事記』、『日本書紀』第四の一書にみえる、天地初發の時に成った神であり、国常立尊も『日本書紀』本文などでは天地開闢時に初めに現れた神、『古事記』では別天神五柱に統いて成った神世七代の最初の神とされる。ともに古代に於いては具体的に信仰された形跡が見られず、觀念的に作り出された神ともいわれる。しかしその始原神としての性格から中世の伊勢神道書では重視され、外宮の祭神である豊受大神と天御中主神の同体説、及び天御中主神と国常立尊の同体説が生じた。『御鎮座次第記』「号天御中主神。〔亦名国常立尊。亦曰大元神。〕」、「神皇実錄」「国常立尊。〔無名無状神。此倉精之君、木官之臣、自古以来、著德立巧名者也。所化神曰天御中主神也。〕」、「神道簡要」「国常立与天御中主同体異名。」参照。また詳しくは高橋美由紀「伊勢神道の思想とその展開」参照。但しここでは両神を一体異名としながら各々を因と果に配当しており興味深い。

(5) 一女三男　国生みの後伊弉諾・伊弉冉から生まれた天照大神・月読尊・蛭兒・素戔鳴尊の四神を指す(『日

本書紀】本文）。第五条参照。

【解説】

第三条「神來降事」では、神の來降に関する問答が行われる。まず第一条に既出の十二代神につき、実はそれは日本一州だけの神ではなく二界の主であること、一神の変作であることが述べられる。そして、天孫の降臨に至り、この国に降臨してより以来、代を継ぎ國主として仰ぎ続けられているとして、その統治の正当性が述べられる。

【第四条】

【本文】

就神体其義繁多事

問。就神体、其義、重々在之、如何。 答。先、以三種神祇為神體。所謂、神璽・寶劍・內侍所、是也。

重問云、其由緒如何。 答。口伝。

【訓読・訳文】

神体に就きて其の義繁多の事

問ふ。神体に就きては、其の義、重々之れ在り、如何。 答ふ。先づ、三種の神祇（一）を以て神体と為す。所謂、神

璽・宝鏡・内侍所(2)、是れなり。

重ねて問ひて云く、其の由緒は如何。答ふ。口伝。

【註】

(1) 三種の神祇 三種の神器は「日本書紀」神代下・一書に「故天照大神、乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙剣、三種寶物。」とあるとおり、神璽(曲玉)・宝鏡・内侍所(神鏡)をさす。この三種の神器は皇統の象徴として認められているが、平安時代中期から中世にかけての神器の破損や喪失、王權への危機意識の中でも徐々に天皇の王權を象徴するものとして重視されていった。中世の神祇説では三種の神器は主要な命題の一つとされ、多様な展開を見せる。なお、本書では「神器」ではなく「神祇」の文字をあてているとおり、「三種神祇」という表記は中世には一般的に通用されていた。第六条でも「三種神祇」に関する言説が展開されているが、これらはこの三種が神器であると同時に、神体でもあるという認識に基づく。『塙囊抄』卷一「凡ソ三種ノ神器ト云キノ字ニ祇ヲ用ヒ勝レタリトス。其故ハ天神地祇ト云フ。共ニカミ也。彼三種ハ即神ナル故ニ器ヲ用ニヨリ祇ハ親心アリト云也。」参照。

(2) 内侍所 賢所のこと。宮中の礼式等に近侍し神鏡を奉祭する内侍がつめていたため内侍所とも呼ぶ。こゝには神器の一つである天照の御靈代の神鏡が納められていたことから、神鏡を「内侍所」と称するようになつた。

【解説】

第四条「就神体其義繁多事」では、神体に関する問答が行われる。神体をめぐっては諸説あるが、そもそも神体と

は何かという問い合わせして、まず二種の神祇を挙げ、その二種とは神璽・宝鏡・内侍所の二種のこととする。さらに重ねて三種についての由緒を問うが、その答えは「口伝」として伏せられ、その委細は筆録されない。

〔第五条〕

〔本文〕

地神第一尊欲界天主元初事

問。地神第一尊、欲界天主元初、其義如何。

答。伊弉諾伊弉冉二人尊、始為夫婦之契、生四人御子、一女三男云々。一女、日神〔天照大神尊〕。二男、月神〔月読尊〕。三男、蛭子〔西宮神〕。四男、素戔尊〔出雲大社〕。云上以陰陽二神、為兩部大日。以四人尊、為四仏。彼二人尊、自空裏、下天逆鉢、此大海之底、豈無國否探之。則引上給、彼鉢滴、凝成嶋。云之秋津嶋〔口伝〕。則金峯山也。如此造國、其後、主於生御。載上一女三男也。先、生一女貞給、對大海底荒振神、不可叶、奉籠日宮殿。仍号日神。次、生二男見、無大骨之間、^(一)是對荒振神、不可叶、奉籠月宮殿。仍名月神。次、生三男見、^(二)無骨者也。日本記云、竿如縣絹云々。是又、對荒振神、不可叶、投籠大海。是、八大龍神是也。次、生四男見、無双兵也。是、對荒振神、可然、奉降日本秋津嶋。則、出雲大社是也。此神、令靜平日本、欲奉請天上之神、漸私曲起、彼神、様々惡振舞共、日神、遙見之給、阿羅武津賀志耶、閉日宮殿、天下成常闇。名之、閉巖戸云々。屢以深意思之、巖戸者、指刃字不生理体。阿字者、宰地。依之、云巖戸。神者、為天上神故云天。又、神者、金剛不壞^(三)字、法性之體也。巖戸又、阿字無明之理

也。自宗所談、南天鉄塔者、今巖戸也。鉄塔、則無明理体。故、能居大日覺王、即金剛不壞法性之身也。此法性智身、被覆無明理体、以之、云閉巖戸、云閉鉄塔。全体一相之称也。若能覺知無明之体、彼巖戸鉄塔開共云也。(ホ) 本来非外已體所具之無明也。覺之、云即身成仏。依之、開巖戸神出現、覺義也。爰以、神者、三世常恒ニ照法界、被競諸惡魔之間、暫閉巖戸。鉄塔亦復如此。惡魔者、則我等無明也。真言行人、能々可思惟云々。

【校異】

(イ) 大骨—天骨(底本)／宝善提にて改む

(ロ) 三男—二界(底本)／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ハ) 神—神分(底本)／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ニ) 錯字・錢字(底本)／吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ホ) 鉄塔開共云也—鉄塔開(底本)／宝善提にて改む

【訓読・訛文】

地神第一尊欲界天主の元初の事(一)

問ふ。地神第一尊(2)、欲界天主(3)の元初とは、其の義如何。

答ふ。伊弉諾・伊弉冉一人の尊、始めて夫婦の契りを為し、四人の御子を生む。一女三男なりと云々。一女、日神(天照大神)。二男、月神(月讀尊)。三男、蛭子(西宮神)。四男、素盞尊(出雲大社)。上に云ふ陰陽二神を以て、両部大日と為し(7)、四人の尊を以て、四仏と為す(8)。彼の一人の尊、空裏より、天逆鉢(9)を下して、此の大海上に、豈に國無らんや否やと云ひて、之れを探る。則ち引き上げ給ふに、彼の鉢の滴、凝りて嶋と成

る。それを秋津嶋（¹⁰）と云ふ〔口伝〕。則ち金峯山（¹¹）なり。此の如く国を造り、其の後、主を生み御ます。上に載する一女三男なり。先に、一女を生み見給ふに、大海底の荒振神に対し、叶ふ可らずとて、日宮殿（¹²）に籠め奉る。仍りて日神と号す。次に、二男を生み見るに、大骨無きの間、是れも荒振神に対し、叶ふ可らず、とて月宮殿に籠め奉る。仍りて月神と名づく。次に、三男を生み見るに、無骨者なり。日本記に云く、竿に絹を懸けたるが如し（¹³）と云々。是れ又た、荒振神に対し、叶ふ可からず、とて大海に投げ籠む。是れ、八大龍神（¹⁴）是れなり。次に、四男を生み見るに、無双の兵なり。是れ、荒振神に対し、然る可し、とて日本秋津嶋に降し奉る。則ち、出雲大社是れなり。此の神、日本を静め平らげしめ、天上の神を請ひ奉らんと欲するに、漸く私曲を起して、彼の神、様々なる悪しき振舞共ありしかば、日神、遙かに之れを見給ひて、あらむつかしや、とて、日宮殿を閉ぢ給ひしに、天下常闇に成りぬ。之れを名づけて、巖戸を開づと云々。屢々深意を以て之れを思ふに、巖戸とは彌字不生の理体（¹⁵）を指すなり。阿字とは、地を宰す。之れに依り、巖戸と云ふ（¹⁶）。神とは、天上の神と為すが故に天と云ふ。又た、神とは、金剛不壞字法性の体なり。巖戸は又た、阿字無明の理（¹⁷）なり。自示に談ずる所の、南天鉄塔（¹⁸）とは、今之巖戸なり。鉄塔、則ち無明の理体なり。故に、能居の大日覺王は、即ち金剛不壞法性の身なり。此の法性智身、無明の理体に覆はるるを、之れを以て、巖戸を開づと云ひ、鉄塔を開づと云ふ。全体一相の称なり。若し能く無明の体を覚知するを、彼の巖戸・鉄塔を開く共云ふなり。本来外に非ざる「体所具の無明なり。之れを覺するを、即身成仏（¹⁹）と云ふ。之れに依り、巖戸を開き神出現し給ふと云ふは、覺の義なり。爰を以て、神とは、三世常恒に法界を照らし給へども、諸の惡魔（²⁰）に競はるるの間、暫く巖戸を閉づ。鉄塔も亦た復た此の如し。惡魔とは、則ち我等が無明なり。真言の行人（²¹）、能々思惟す可しと云々。

【註】

(1) 地神第一尊欲界天主の元初の事　序文の目録表題では、「地神第一尊欲界天主元事」とする。

(2) 地神第一尊　地神五代の第一である天照大神を指す。↓第一条・註(15) 参照。

(3) 欲界天主　欲界とは欲愛に執着する衆生が住する世界。【俱含論】卷八・分別世品(大正二九・四〇〇~四一a)によれば二十の領域から成り、他化自在天が最高位にある。「欲界天主」とはこの他化自在天をいうと思われる。また、他化自在天は、欲界のうち下から数えて第六番目の天であることから、「第六天」とも呼ばれる。【統別秘文】「大日本國伊勢國衣鉢原天照坐皇天神者、為鎮第六天魔王、在於欲界他化自在天宮中、說種々色身不二法、超越諸天善神。」参照。

(4) 月読尊　三貴子の一。【日本書紀】の本文によれば、その光彩が日に次ぐほどであったことから月神として天に送られる。ここでは「荒振神」に対抗できないために月宮殿に「籠め」られるが、その理由は「大骨」が無いからとしている。判然とはしないが、身体を構成する主要な骨が無いという意味か。なお、底本は「天骨」とするも、さらに意味不明のため改めた。

(5) 鯉子　紀の本文によれば、三歳になつても足が立たなかつたため、天盤櫻樟船に載せて捨てられた不具の子。ヒルコのその後について記紀に言及はないが、龍宮に漂着して龍神の養子となつたという説話が広く行われた。割注に「西宮神」とあるのは、ヒルコが戎信仰と結びつき、「戎三郎」として兵庫県の西宮神社に祀られたことによる。

(6) 素戔尊　素戔鳴尊(紀)。三貴子の一。紀の一書及び記では、伊弉諾に海原の支配を命ぜられる。なお、本

条では素戔鳴を出雲大社であるとしている。同社は本来大国主を祭神とするが、「神代秘決」天照太神品にも「二素戔鳴尊、是出雲大社也。」という記述があるなど、素戔鳴が出雲大社の祭神であるという説が中世までには或る程度広まつていたようである。この点、貞治四年（一三六五）の「国造北島資孝代時國申状案」（『出雲国造家文書』）に「伊弉諾・伊弉冉尊天地開闢之刻、二神合讐、先生州国後生一女三男、其内奉号素戔鳴尊者、則今大社大明神、本朝無双御事也。」とあり、国造家自らが素戔鳴と出雲大社の関係を認めていたことが確認できる。ただし、「麗氣聞書」に「素戔鳴尊出雲大社云事大謬也云々。」とあるように、これを否定する見解もあつた。

(7) 陰陽二神を以て、両部大日と為し 陰陽二神とは伊弉諾・伊弉冉のこと。『麗氣記』天地麗氣記では、伊弉諾を金剛界、伊弉冉を胎藏界に配当した上で、「二界遍照如來為幽契 所產一女三男」としている。

(8) 四人の尊を以て、四仏と為す 両部大日である伊弉諾・伊弉冉に対し、「一女三男」を曼荼羅の四仏とする例は未詳。ちなみに、地神五代を現在の五仏とする見解は「神代秘決」天照太神品「地神五代者指五行言也。亦真言五仏也。」などに見られる。なお、地神五代の定義も一樣ではなかつたようで、『古今和歌集序聞書三流抄』には、地神五代の一義を「日神・月神・蛭子、素戔鳴等」とし、これは五行を司るからであるという説が見られる。

(9) 天逆鉢 伊弉諾・伊弉冉が天浮橋の上から下した天瓊矛の別名。『神皇正統記』「此矛、又ハ天ノ逆矛トモ、天魔ノ返ホコトモイヘリ」参照。

(10) 秋津嶋 大日本豈秋津洲（紀）、大倭豈秋津嶋（記）のこと。大和の地名から、転じて日本の総称ともなつた。ここでは天逆鉢の滴が凝固して生じたとされているが、記紀では伊弉諾・伊弉冉の交合によって生まれるのであり、天瓊矛（天逆鉢）の滴から生じるのは破馴慮嶋である。「口伝」とする理由は未詳。

(11) **金峯山** 秋津嶋が金峯山（→第九条・註(21)）である理由はよくわからない。なお、『溪風拾葉集』卷八十九（大正七六・七八九c）には「大峯、靈鷲山欠來イヘリ。日本最初天逆鉢本処是也」とあり、何らかの関連性を窺わせる。

(12) **日宮殿・月宮殿** 仏典では日天子・月天子の住する宮殿。【長阿含經】卷二十二（大正一・一四五～一四七）等参照。本条では日神（天照大神）・月神（月讀尊）の住處とされている。

(13) 竿に絹を懸けたるが如し ヒルコの身体の描写は歌論書等に散見される。例えば【古今和歌集序聞書三流抄】には「今、是ノ蛭子生レテ骨無シテ練絹ノ如シ」とある。また、より本条の記述に類似したものとしては【俊頬體脳】「いざなみのみことは蛭子といへるものうみ給へるなり。かたちは人に似たれどもふくさのきぬなどのやうにて足もた、すおきもあがらざりければ、さをなどにうちかけておきたりければ、あしともいはで年月をおくりけり。三年までぞありける」とあるのが見える。

(14) **八大龍神** 八大龍王のこと。【法華經】序品に聽衆として登場する。ここでは、ヒルコが龍神に養育されたとの説話によるのであろう。なお、「御鎮座本紀」には「三十六禽・十二神王・八大龍神、常住守護坐」として、八大龍神が心御柱の守護者であるとされている。

(15) **𠂇字不生の理体** 𠂇字（阿字）は梵字悉曇十二摩多（母音）の最初の韻。阿字の字義については【大日經疏】卷七に「阿字自有三義。謂不生義・空義・有義。如梵本阿字有本初声。若有本初則是因縁之法，故名為有。又阿者是無生義。若法攬因縁成則自無有性、是故為空。又不生者即是一実境界、即是中道。故龍樹云、因縁生法亦空亦假亦中。」（大正三九・六五一c）と示すように、有・空・不生の三義があるとされる。本条で神が籠もつた岩戸を「𠂇

字不生の理体」とするのは、第一七条にも「神所居給巖戸者、阿字法然之理体。」とあるように、中道としての不生の義をふまえたものと思われる。なお、阿字は胎藏界の大日如来の種字でもあるが、本条や第一七条においては、神や大日は~~也~~字・法性智身といった金剛界の大日を想起させる語で説明されており、岩戸や鉄塔は、究極的には能所不一、「一面不二」の論理で神・大日と一体化される（第一七条参照）にせよ、一往は所居と捉えられているようである。

(16) 阿字とは、地を宰す。之に依り、巖戸と云ふ 空海「即身成仏義」に「阿字諸法本不生義者、即是地大。」とあるように、阿字は六大（地・水・火・風・空・識）のうち地大の種子とされることから、「巖戸」に結びつけられたものと思われる。天である神との対比。

(17) 阿字無明の理 諸本「阿字無相」とするものが多い。阿字の字義からすれば、その方が正確ともいえるが、岩戸が阿字不生の理体であることはすでに説かれているし、神の岩戸籠りを智法身が無明に覆われるさまに譬える本条の論理展開に照らせば、ここにいう「巖戸」は「無明の理」とするのが適当。よって底本のままとした。

(18) 南天鉄塔 南天~~供~~にあつたとされる鉄塔。【金剛頂經義訣】卷上（大正三九・八〇八a～b）にある「大德」がこの塔内で【金剛頂經】を相承したとの文がある。東密では空海の広・略付法伝以来、この大徳は龍猛（龍樹）菩薩のことであり、【金剛頂經】に加え【大日經】、つまり両部大經が塔内で相承されたとするのが一般。中世において、相承の際の鉄塔の開閉を天岩戸の開閉になぞらえる言説は多い。本条に類似する例としては【渢風拾葉集】卷六（大正七六・五一六c）「鉄塔者法界塔婆也。天岩戸閉籠者、無明法性法義也。開塔者、法性無明法義也。（中略）所詮天岩戸閉籠給者、一切衆生明暗指也。開石戸云者、開法界扉義也。」参照。以下では鉄塔即岩戸とみなし、鉄塔~~ノ~~無明、大日~~ノ~~法性智身という論理が「巖戸」と神の関係の説明に適用される。

(19) 即身成仏 ここでは、無明の理体が自分に本来そなわつたものであることを自覚することが即身成仏であり、「巖戸」・鉄塔を開くことに通ずるとしている。即身成仏は、日本では最澄、空海がほぼ同時期に主張して以来、天台宗、真言宗（東密）の重要教義とされ、相互に影響しつつ様々に論じられた。その意義については一概に論することはできないが、天台では、最澄が『法華秀句』卷下において、『法華經』提婆達多品（大正九・三五c）の龍女成仏を釈する『法華文句』卷八下（大正三四・一一七上）『法華文句記』卷八之四（大正三四・三一四b-c）の教説を基としたことや、後の台密の発展などから複雑な展開をみせる。この点について大久保良峻「円仁の即身成仏論に関する一、二の問題」「日本天台における法華円教即身成仏論」ほか『天台教学と本覚思想』収録の諸論考参照。東密では、空海「即身成仏義」の「六大無碍常瑜伽、四種要奈各不離。三密加持速疾顯、重重帝網名即身。法然且足般若、心數具足薩般若。心數心王過刹塵、各具五智無際智、円鏡力故実覺智。」という一頌八句に端的に示されるように、六大体大・四曼相大・三密用大という教説を即身成仏の綱格とする。勝又俊教「密教の日本の展開」参照。

(20) 悪魔 「悪魔」には、神と競つて岩戸籠りに追い込む者・無明そのものという一義があるとしている。この悪魔が具体的に何を指すのか、本条の記述では判然としないが、例えば『古今和歌集序聞書三流抄』には、素戔嗚が諸悪神と共に天照大神に戦を仕掛けたとの説話があり、『沃風拾葉集』卷六（大正七六・五一六c）にも天岩戸神話に関連して「天照太神自性法身又法性王也。素戔男尊無明也。又提婆達多也。」とするなど、素戔嗚を悪神や無明とする言説はしばしば見られるところである。本条でも素戔嗚を念頭に置いていると考えることはできるであろう。

(21) 真言の行人 密教の行者というほどの意味か。ここにいう「真言」が、いわゆる「真言宗」を指すかどうかはよくわからない。ともあれ、本条では、巖戸・鉄塔の同視から神＝覚・悪魔＝無明と展開し、最終的には行者の実

既にまで言及している点、注目すべきであろう。なお、第一七条参照。

【解説】

第五条「地神第一尊欲界天主元初事」は大きく二つに分けられる。前半部では両部大日である伊弉諾・伊弉冉二尊による一女三男の出生を説明し、後半部では天岩戸神話を密教の南天鐵塔の開閉と関連づけつつ、天照大神の法性神としての性格を強調する。岩戸一鐵塔を同視する論法は、第一七条「神道与密教一致事」でさらに詳細に展開される。

【第六条】

【本文】

御鎮坐事

問。御鎮坐事、異説不同。以何義、可定之耶。

答。日本記意、自上古至当代、御鎮坐處々并時代等事、大都所被定置也。仍、代々帝王、以之為指南、被送祭祀云々。重問。爾者、天照大神者、何代天降給耶。

答。彼神者、在天上、不降御之神也。

又問云。若此神不下天者、鎮坐社殿、以何為神体耶。

答。此神、日宮殿仁御坐之時、被競諸荒振神、不照天下事、八万劫云々〔口伝。八万神則八万煩惱云々〕。此間、一人

皇子於儲給。地神二代尊、是也。又其二代尊、又嫁龍神之息女、一人之息女儲給。地神三代尊兮也。是、皇御孫尊、天照神御孫云々。即、天照神、命御孫曰。汝、授三種神寶、速下天、可憐萬民。此三種神寶者、我正體也。同殿同床、如見我、致再拜、可濟群生云々。則、三種神祇是也。仍、彼尊、持下三種神寶⁽¹⁾、如勅法收天下云々。其後、歷代々、神武天皇「人王始」自宮造以降、於宮中、奉崇神體。天照神者、正坐天上、常照一大法界、利万類。号⁽²⁾之大日。我国鎮坐之神者、三種神祇。名之、勸請神。或人云。天照神者、來降之神也云々誤也。自神武天皇以來、人皇十代宮中御、第十代尊崇神天皇后「垂仁母」、御手宮之中、似人異虫化生。彼后、取之、自綿裹養育之。無程成人「女体也」。然間、第十一代尊、定垂仁⁽³⁾天皇皇女。但、此女人、付万事、正潔人也。依之、垂仁曰。是非尋常之人、奉付神被奉付三種神祇。是、內侍局之始也。或時、彼内侍局⁽⁴⁾、語垂仁天皇云。世俱多利、人機漸曲、而與神同殿同坐⁽⁵⁾、尤可有恐。哀、宮造奉遷申給之。其時、皇帝、可然、奉渡三種神祇於此姬。々頂戴之給、出宮中、廻諸國。串引御筮鎮坐之在所於卜給、神都不肯給。一宿處名神部、休給所名御厨。依之、鎮坐事、処々在之。如此經廻、到伊勢國二見浦給。於此所御卜給、指南可行御筮。就之、乘楠木船、浮南海、廻嶋國、付熊野浦給。此所鎮坐之時者、号楠船神。熊野權現是也。又、於彼浦、御卜給、帰本方伊勢國御卜。然間、又、還御伊勢國二見浦云々「此浦本号磯浦。而神二度還御故、其後名「見浦云々」。於此所、御卜給、可入此山之奧云々。仍、付河上給、一人翁、奉遇此姬。姬曰。此山奧、何所、又、何事歟有哉問給。翁答云。此山奧、或大木之本、常放瑞光事、在之云々。姬云。願可導我於彼所云々。即、翁、彼所於奉指南。則、至此大木之邊、私落葉見給之、有一之馬腦石座。是則、自天上採給大日印文、是也。仍、御筮給、可安置此所云々。而、此石上、宮柱広敷立、奉安置三種神祇。以來、号伊勢大神宮。此皇女号大和姬皇女「口伝」。次、彼皇女、濯御裳給河、云御裳濯川。當御鎮坐之南、在之。又、自東流出川、名五十鈴河「口伝在之」。是、

我朝鎮坐所、定置如此。次、又御ト給、自是当西、古神御。奉勧請之、可祝両宮、御ト給云々。以古記檢之、丹後国、真那志郡、与佐中山御鎮坐神也。奉勧請之、名外宮神。〔口伝〕。

〔校異〕

(イ) 三種神宝—三神宝 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ロ) 我国—我我国 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ハ) 同殿同坐—同殿同床 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

【訓讀・訳文】

御鎮坐の事

問ふ。御鎮坐の事、異説同じからず。何の義を以て之れを定む可きや。

答ふ。日本記の意(1)に、上古より当代に至るまで御鎮坐の処々並びに時代等の事、大都定め置かるる所なり。仍り代々の帝王、之れを以て指南と為し、祭祀を送らると云々。

重ねて問ふ。爾らば天照大神は何代に天降り給ふや。

答ふ。彼の神は天上に在りて、降り御ざさるの神なり。

又た問ひて云く、若し此の神下天せざれば、鎮坐の社殿、何を以て神体と為すや。

答ふ。此の神、日宮殿に御坐すの時、諸の荒振神と競はれ(2)、天下を照ざさる事、八万劫(3)と云々。〔口伝〕。八万神は則ち八万煩惱と云々。」此の間、一人の皇子を儲け給ふ。地神二代の尊(4)、是れなり。又た、其の二代の尊、又た龍神の息女を嫁給ひて、一人の息女を儲け給ふ。地神三代の尊(5)と号するなり。是れ、皇御孫尊、天照神の御孫

と云々。即ち天照神、御孫に命じて曰く、汝に三種の神宝⁽⁶⁾を授けて、速やかに下天し、万民を撫す可し。此の三種の神宝は、我が正体なり。同殿同床⁽⁷⁾して、我を見るが如く、再拜を致し、群生を済ふ可しと云々。則ち三種の神祇⁽⁸⁾、是れなり。仍りて、彼の尊三種の神宝を持ち下り給ひて、勅法の如く天下に収めたまふと云々。其の後、代々を歴て、神武天皇「人王の始」宮造りしてより以降、宮中に於いて神体と崇め奉る。天照神は正に天上に坐して、常に一大法界を照らし、万類を利す。之れを号して大日とす。我が國鎮坐の神は、三種の神祇なり。之れを名づけて勧請の神とす。或る人云く、天照神は来降の神なりと云々は誤りなり。神武天皇より以来、人皇十代は宮中に御まし、第十代の尊、崇神天皇の后「垂仁の母」、御手笞の中に、人に似たる異虫⁽⁹⁾化生す。彼の后、之れを取りて、自ら綿に裹むなどし給ひて、之れを養育す。程なく成人す「女体なり」。然る間、第十一代の尊、垂仁天皇の皇后に定め給ふ。但、此の女人、万事に付きて、正しく潔き人なり。之れに依りて、垂仁曰く、是れ尋常の人には非ず、神に付け奉れとて、三種の神祇に付け奉らる。是れ、内侍局⁽¹⁰⁾の始めなり。或る時、彼の内侍局「大和姫⁽¹¹⁾と号す」垂仁天皇に語りて云く、世俱多利⁽¹²⁾、人の機漸く曲がりて、而も神と同殿同坐⁽¹³⁾、尤も恐れ有る可し。哀れ、宮造りして、遷し奉らばやと、申し給ふ。其の時、皇帝然る可しとて、三種の神祇を此の姫に渡し奉る。姫、之れを頂戴し給ひ、宮中を出て、諸国を廻る。串引き御笠⁽¹⁴⁾して鎮坐の在所をト給ふに、神、都て肯ひ給はず。一宿の處を神部⁽¹⁵⁾と名づけ、休み給ふ所を御厨⁽¹⁶⁾と名づく。之れに依りて、鎮坐と云ふ事、処々に之れ在り。此の如く經廻り給ひて、伊勢国「見浦⁽¹⁷⁾」に到り給ふ。此の所に於いて御ト給ふに、南を指出て行く可しと御笠す。之れに就きて楠木船⁽¹⁸⁾に乗り、南海に浮び、嶋国を廻り、熊野の浦⁽¹⁹⁾に付き給ふ。此の所に鎮坐の時は、楠船神⁽²⁰⁾と号す。熊野権現⁽²¹⁾、是れなり。又た、彼の浦に於いて御ト給ふに、本との方伊勢国に帰すと御トす。然る間、又た伊勢国

二見浦に還御すと云々〔此の浦を本と、磯浦と号す。而して神の二度還御するの故に、其の後二見浦と名づく〕。此の所に於いて御ト給ふに、此の山の奥に入る可しと云々。仍りて河に付きて上り給ふに、一人の翁、此の姫に遇ひ奉る。姫曰く、此の山奥は何れの所か、又た何事か有らんやと問ひ給ふ。翁答へて云く、此の山奥、或る大木の本とに常に瑞光を放つ事、之れ在りと云々。姫云く、願はくは我を彼の所に導く可しと云々。即ち翁、彼の所を指南し奉る。則ち、此の大木の辺に至り、落葉を払ひて之れを見給へば、一の馬脳の石座⁽²²⁾有り。是れ則ち天上より探し給ひし大日の印文⁽²³⁾、是れなり。仍りて御簾給ふに、此の所に安置す可しと云々。而して此の石上に宮柱広敷立て、三種の神祇を安置し奉る。以来、伊勢大神宮と号す。此の皇女をば大和姫の皇女と号す〔口伝〕。次いで、彼の皇女、御裳を濯ひ給ひし河をば、御裳濯川⁽²⁴⁾と云ふ。御鎮坐の南に当りて、之れ在り。又た、東より流出たる川をば、五十鈴河⁽²⁵⁾と名づく〔口伝之れ在り〕。是れ、我が朝鎮坐の所、定め置かるること此の如し。次いで、又た御ト給ふに、是より西に当たりて、古神⁽²⁶⁾御ます。之れを勧請し奉り、両宮と祝ふ可しと御ト給ふと云々。古記⁽²⁷⁾を以て之れを検するに、丹後国真那志郡与佐中山⁽²⁸⁾に御鎮坐の神なり。之れを勧請し奉り、外官神と名づく〔口伝〕。

【註】

- (1) 日本記の意 崇神紀・垂仁紀に見える、天照大神の遷幸をさしていると思われる。天照大神の神体は、豊鍬入姫命と倭姫命によって大和から伊勢まで諸処を経巡った後、五十鈴河のほとりに鎮坐したとされる。
- (2) 諸の荒振神と競はれ 天照太神の岩戸籠りの原因を、素戔鳴尊の狼藉ではなく、悪神との闘争とする説は古今集注釈書に見える。『古今和歌集序聞書二流抄』「天照太神国土を司り給ひし時、素戔鳴尊、惡神魔太羅神及一千の

悪神を語らひて、大和国宇多野に城廓を構へて八歎の剣を一千掘立て、軍を發し玉ぶ。太神、大慈大悲を以て思しめす様、軍をせば定て神多く亡ぬべき故に、由無じとて、月神・手力雄命・氣永足跡司命・安閑玉由理姫命、此人々を始として八百万の神達を率ゐて、大和国葛城山天間原天の「石戸に閉籠り玉ぶ」、『頓阿序注』「日神とそさのをの尊と、日本のあるじとならんことをあらそひて、軍をおこしたまふに、日神、あまの岩戸を引たててこもり給程に、天下くらやみとなる」など参照。

(3) 八万劫 本文によれば、天照神の岩戸籠りの期間が八万劫であつたかのように読める。岩戸籠りの期間については、「古今和歌集序聞書三流抄」に「此間國土調暗也。其間六年ト云々」とあるのが数少ない所見例。このほか、葦原中國が第六天の魔王に押領されていた期間を「三十一万五歳」とする説が【平家物語】剣巻等に見えるが、「八万劫」とする根拠は未詳。割註の口伝では「八万神」とするが、持明院本のように「八万劫」とするべきであろうか。

(4) 地神二代尊 正哉吾勝々速日天忍穗耳尊のこと。妻は高皇產靈尊の娘榜幡千々姫（萬幡姫）とするのが一般的であるが、紀の一書では萬幡姫の娘の玉依姫とする説もある。龍神の息女とするのは、この玉依姫を海神の娘である豊玉姫の妹とする説に基づくものと思われる。

(5) 地神三代尊 天津彦々火瓊々杵尊。ここでは「一人の息女を儲け給ふ」とあつて、女神であるかのように読める。第八条にも皇御孫尊を「女体之神也」とする説が見える点、あるいは天孫瓊々杵尊を女神と見なす説があつたか。弘法大師全集本【麗氣記】神体図所収の「九尊形」と称する神像には、「イニ皇孫尊」という校合の後が見える。宝冠を着したこの神像は、女神と見えないこともない。【麗氣記】の根拠とするところは不明であるが、こうした説と関係があるのかも知れない。なお、村山修一は妙法院藏【神像絵巻】に描かれた瓊々杵尊を女性としている【日本陰

陽道史總説) が、服装や持物から見て認め難い。

(6) 三種の神宝 天皇のレガリアであるいわゆる「三種の神器」のこと。→第四条・註(1) 参照。なお、「古語拾遺」では、八咫鏡・草薙剣を挙げて「三種の神宝」とし「所謂神璽の劍・鏡是也」と述べる。神璽は元来神宝の意であつたが、次第に曲玉を指すようになつたとする説が有力だが異論もある。神璽(曲玉)の正体がはつきりしないことから、中世においても様々な解釈が行われた。

(7) 同殿同床 「同床共殿」「同殿共床」ともいう。「日本書紀」神代下・一書には、天照大神が天忍穗耳尊に宝鏡を授けて「吾兒、視此宝鏡、當猶祝吾。可与同床共殿、以為齋鏡」と述べたことが見える。ここでは宝鏡ではなく三種の神宝を授けて述べたとするところに特徴がある。「同殿共床」という表現は『古語拾遺』に見え、『倭姫命世記』等でも用いる。

(8) 三種の神祇 前出。→第四条・註(1) 参照。

(9) 人に似たる異虫 倭姫命が虫のように小さな異人であつたとする説は、早くは『豐葦原神風和記』に見える。このほか『諸社根元記』『元長參詔物語』等にも見えることは、すでに伊藤聰「中世日本紀二題」に指摘がある。いずれも開化(あるいは崇神)天皇の代より、手箱の中で育てられ、成長して垂仁天皇の皇后となつたという話である。

(10) 内侍局 内侍局といふ官職名は実在しない。官職であれば「内侍司」、場所であれば「内侍所」とするのが普通。三種神宝のうち宝鏡を「内侍所」と呼ぶことから、宝鏡を奉斎する女官を「内侍局」と呼んでいると思われる。
→第四条・註(2) 参照。また、倭姫命は豊鉄入姫とともに伊勢斎王の始まりとされる。「内侍局」には内侍所と斎王のイメージが重なつてゐるように見える。

(11) 大和姫　倭姫命のこと。垂仁天皇の皇女。天照大神の神体を奉戴して、倭国笠縫邑より、鎮坐すべき地を求めて諸国を巡行し、伊勢国五十鈴河へ至つたことで知られる。この巡行については『倭姫命世記』『一所天照皇太神遷幸時代抄』等に詳しい。

(12) 世俱多利　「世くだり」と読むと思われる。世が下つて神代から遠ざかり、人間の機根が未熟となつたことから、神と人とが同殿にあることを憚るようになつたことを言う。

(13) 同殿同坐　崇神紀六年条に、天皇が天照太神の神体と同殿にあることを畏れて、豊鍬入姫に託して倭の笠縫邑に移したことが見える。さらに垂仁紀二十五年条には、天照太神を豊鍬入姫から離して倭姫命に託したことなどが見える。ここは、豊鍬入姫の事跡を割愛して、最初から倭姫命に託したようになつたことを讀める。

(14) 串引御籠　「串引」は「籤引」のこと。「玉串」を「玉籤」と書くなど、「串」と「籤」はしばしば混用される。したがつて、倭姫命がくじ引きによつて鎮坐地を占定したということ。

(15) 神部　「神部」は本来、人をさす言葉であるので「神戸」のことであろう。神戸・神田は、もとは律令制下で神宮経営に宛てられた官田であるが、祿宣等による請負化が進み、神領化していた。

(16) 御厨　神領のこと。神宮における御厨・御園は、一般の寺社の莊園にあたる。莊園同様、自墾地系と寄進地系があり、神宮への供祭物の上納と引き替えに正税が免除された。

(17) 伊勢国一見浦　現在の度会郡一見町にあたる夫婦岩で有名な海岸。神宮の祠官や參詣者が垢離をかく場であった。「日本得名」には、一見浦は俗称で、その海底に大日本國と銘した金札があることから、本当は「札見」であるという説を載せる。

(18) 楠木船　『倭姫命世記』には、倭姫命の巡行の際、美濃の国造と県主が御船を奉つたこと、飯野高宮より御船に乗つて遍歴の後、五十鈴河上に至つたことが見えてゐる。ただし、その船を楠木船とする説は未詳。記紀ではヒルコを乗せて流した船を、「天磐檍樟船」(紀)、「鳥之石楠船」(記)としていて、『日本書紀』神代紀・第八段一書には、楠木が素盞鳴尊の眉毛からできた木で「浮宝」とすべしとあり、船に向く良材とされていたらしいことがわかる。

(19) 熊野浦　倭姫命の巡行が熊野浦までおよんだという説の典拠は未詳。熊野浦といふと現在の新宮市付近の海といふのがちであるが、熊野市や尾鷲市を含む三重県北牟婁郡・南牟婁郡あたりまでの沿岸を熊野浦と呼んでいた可能性があり、厳密な場所を特定することはできない。ただ「熊野權現」と称してゐるので、熊野となんらかの関係があることは間違いない。『倭姫命世記』には、巡行の最初期に紀伊國名草浜宮に遷つたことが見えるが、倭姫命に交替する前の豊鍬入姫の時のことであり、地理的にも伊勢とは反対方向であつて、本書の内容とは合わない。

(20) 楠松神　『倭姫命世記』には、倭姫命が天照太神を五十鈴河上に遷して宮殿を建てた時、「美船神・朝熊水神等、御船に乗りて五十鈴河上に遷幸す」と見える。また『天照太神御天降記』には、「一見浜より塩入比の湊に遷座した際、「御船神」という神に会つたので、そこを流れる川の名を尋ねたところ、五十鈴河上と答えたとある。

(21) 熊野權現　いわゆる本宮・新宮・那智からなる熊野三所權現をさすかと思われる。天照大神が遷幸の際、熊野浦へ立ち寄り、そこに鎮坐したときは「楠船神」と呼ばれ、それが熊野權現であるとする説の原拠は未詳。伊勢と熊野を同体と見る説は早くからあつたようで、それが有名な『長窓勘文』の論争につながることは、吉原浩人「大江匡房と院政期の伊勢・熊野信仰」などに詳しい。おそらくこゝも伊勢熊野同体説が背景にあると思われ注目される。

(22) 馬脇石座　倭姫命が翁(猿田彦)に導かれて、五十鈴河上の光を放つ神宝に至る話は、『倭姫命世記』等諸

書に見えるが、神宝が瑪瑙の石座にあつたという説は不明。『天照太神口決』には「内宮二屋敷、外宮一屋敷、此三間社五尺下、石居如金有之。見人云馬瑙。無始天然法爾有物也」とあり、内外両宮の宝殿床下の地中には瑪瑙の石座があるとする。『日本得名』には伊勢の御社の地下一尺のところに青瑠璃の地があり見る人影を映すという話を載せる。

(23) 大日印文 伊弉諾伊弉冉二神が天浮橋より天瓊杵を差し降ろして大海を搔き探ったとき、海底から大日如来の印文(印と真言)が浮かび上がつたという説にもとづく言辞。いわゆる「中世日本紀」の代表的な説話のひとつで、諸書に見える。たとえば京都大学本『古今集註』には「あにこの底下に地なからんやとて滄溟を見給ひしに、胎金両部大日如来の印明うかへり。いはゆる智劍印・定印、唵婆佐羅駄都婆・阿備羅吽劍、これ也」とある。また『沙石集』のように「昔此国未だなかりける時、大海の底に大日の印文ありけるにより、太神宮御鋒指下てさぐり給ける」と、これを天照大神の所為とするものもあるが、基本的には同じで、この国が誕生の時より大日如来の守護する仏法相応の地であることの証拠として語られる。またこの説話は、この国への仏法流布を妨げようとする第六天魔王を、天照太神が三宝の忌避を誓約することによって退けるという、いわゆる「第六天魔王説話」の前段ともなつてゐる(詳しく述べは中巻「大神宮忌僧尼等事」を参照)。同じく『沙石集』に「すべては大海の底の大日の印文より事起こりて、内宮外宮は両部の大日とこそ習伝へて侍べれ」とあるように、ここでは伊勢内外両宮が胎金両部であるとの理論的根拠として引かれていると見てよい。

(24) 御裳瀧川 五十鈴川の別称。また、特に内宮の南を流れる支流の島路川をさす場合もある。倭姫命がけがれた裳を洗つたとする説は『倭姫命世記』等に見える。五十鈴川はまた、斎宮が禊ぎをする川でもあつた。

(25) 五十鈴河 宇治川ともいう。内宮宮域を北へ流れ、一見浦で伊勢湾に注ぐ。

(26) 古神 豊受大神のことをさしていると思われる。豊受大神が、天照太神鎮坐以前から、この地方の土地神であつたとする学説はあるが、それを証拠立てる史料はない。中世の神道説においては、豊受大神は天照大神が丹波国与佐郡より迎えたとするのが一般的であつて、「古神」とするような説は未詳。『旧事本紀玄義』卷九には、豊受大神を天御中主神と同体とし、大葦原中津國の主とする説が見える。

(27) 古記 未詳。

(28) 丹後国真那志郡与佐中山 「止由氣宮儀式帳」や五部書では「丹波国与佐郡麻奈井原」とする。与佐郡は丹波国から丹後国へ替わつてゐるため、諸書により丹波とするものと丹後とするものがある。「真那志郡」は不明。「麻奈井」からの訛伝であろうか。

【解説】

第六条「御鎮座事」では、天照大神が地上に降臨していないとすれば、伊勢神宮は何を神体としているのかと問う。それに対しても、天孫降臨の際に天照大神より三種の神器が授与され宮中に祀られたこと、垂仁天皇の代に倭姫命が三種の神器を奉戴して巡行の末、伊勢の五十鈴河上に鎮坐せしめた経緯を説く。全体としては有名な倭姫命による遷幸説に依るが、地神二代瓊々杵尊女神説・倭姫命異常出生譚・瑪瑙石譚をはじめ、随所に他書には見えない特徴的な所説を載せる。

〔第七条〕

〔本文〕

大神宮秘所事

先、於外宮有一岩屋。今人号高倉岩屋。高一丈二尺、広一丈五尺、奥二丈五尺之岩屋也。此岩屋者、三万立石為壁。天井有八枚之広石。不知造作人云々。此岩屋、八万四千諸神來集、依衆生事業、計善惡吉凶給御在所云々。

次、御供調進水事。當神殿未申方、有一宝殿〔閑寺前也〕。彼水在其裏。是者、天二上尊自天上取下給之水也。則彼神體也。

次、内宮鏡宮者、御裳灌河之流、云鹿海寺之在所在之。自彼寺當東方、又山川流出、々々々々南角、一大石、自然生出。其廻田也。此石上松一村在之、覆御裳灌川。其松下落合御裳灌川。大石上、在一面鏡〔口伝〕。神之一体云々。及末代、此神鏡次第可闕滅云々。近來、半分余減云々。自彼山川之北、御裳灌川之東、有一小山。名小朝熊山。々上有鎮守、名小朝熊明神〔熊野明神〕。其鎮守之傍造社殿、奉安置彼鏡。々不肯彼所故、卜自然還御本石上。如此兩三度云々。不思議表示奇瑞也。

〔訓説・訳文〕

大神宮秘所の事〔1〕

先づ、外宮に於いて一の岩屋有り。今人高倉の岩屋〔2〕と号す。高さ一丈二尺、広さ一丈五尺、奥へ二丈五尺〔3〕の岩屋なり。此の岩屋とは、三方に石を立てて壁と為す。天井に八枚の広石有り〔4〕。造作の人を知らずと云々。此の

岩屋、八万四千の諸神來り集ひ給ひて（5）、衆生の事業に依りて、善惡吉凶を計り給ふ御在所と云々。

次に、御供調進の水の事（6）。神殿の未申の方（7）に当たりて、一の宝殿有り「関寺（8）の前なり」。彼の水、其の裏に在り。是れは、天二上尊（9）天上より取り下し給ひし水なり。則ち彼の神体なり（10）。

次に、内宮鏡宮とは、御裳濯川の流れ、鹿海寺（11）と云ふ在所に之れ在り。彼の寺より東方に当たり、又た山川より流出し、御裳濯川に落ち合へり。御裳濯川より南の角に、一の大石、自然に生ひ出たり。其の廻りは田なり。此の石の上に松一村之れ在り、御裳濯川を覆ふ。其の松の下の大石の上に、一面の鏡在り「口伝」。神の一体と云々。末代に及び、此の神鏡、次第に闕滅す可しと云々。近来、半分余り減ず（12）と云々。彼の山川の北、御裳濯川の東より、一小山有り。小朝熊山と名づく。山上に鎮守有り、小朝熊明神「熊野明神」（13）と名づく。其の鎮守の傍に社殿を造り、彼の鏡を安置し奉る。鏡彼の所を肯はざるが故に、トセしむるに自然に本の石の上に還御す。此の如く両三度す（14）と云々。不思議表示の奇瑞なり（15）。

【註】

(1) 大神宮秘所の事　序文の目録表題では、次条「神皇分別事」と順序に入れ替わっている。

(2) 高倉の岩屋　高倉山は、外宮豐受大神宮の南にある日鷺山・鶏足山・音無山・藤岡山など連峯の総称。その最高峰日鷺山の山頂には巨大古墳群を戴き、大小二十余の岩屋（石窟）が点在した。しかし、中世には秘儀実践の場として、さまざまなものイメージが附与されていく。高倉山の秘説を類聚する『石窟本縁（高倉藏等秘抄）』「高倉本縁事」には万宝の種を納める宝藏（高倉藏）という呼称の由縁を説き、「天小宮」「天磐座」や黄帝の居所「玄扈」とする説

を載せる。また、岩屋（石室）の数については、十二箇説（『石窟本縁』『麗氣記』豊受皇太神御鎮座次第「天地麗氣府錄」「麗氣聞書」「參詣物語」）、四十八箇説（『坂十仏參詣記』）、二十八・九箇説（『宮川日記』）など諸説が存した。なお、「八十通印信」では「有十二岩屋。二人參拜見也。十拜見不及。玄龜石室、高倉山、日鷺山、法花山云也。今人參詣高倉山云。」と増補される。

（3）高さ一丈二尺、広さ一丈五尺、奥へ一丈五尺　岩屋の具体的な形状を探り上げた夙い例。この説にしたがえば、高さ約二・六メートル、広さ四・五メートル、奥行き七・五メートルとなる。ちなみに、考古調査では高倉山古墳にある横穴式石室の玄室の実測数は、高さ二・九メートル、最大幅三・三メートル、奥行き九・六メートルとある。卷末所掲の関連論文参照。

（4）天井に八枚の広石有り　現存の玄室では天井石は六枚という。また、「渢風拾葉集」卷六（大正七六・五一〇c）「弘法大師秘決云、太神宮高社云宮有之。其後有石屋。空十八切石並。其形如天柱。是則十八梵天王表。是金剛界曼荼羅也。地十三石並。是則胎藏界十三大院是也。」参照。

（5）八万四千の諸神來り集ひ給ひて　高倉山の岩屋は、高間原や天岩戸に見立てられる過程で諸神の參集する秘所・仙境と觀念されるようになつた。【石窟本縁】高倉石屋秘儀「名高倉岩屋。諸神共語遊倍。其所者、一閻浮提大小諸神集会所也。」同「物名高倉山。是常天童天女乘白雲、臨遊松柏本、奏妙音天樂。于時應響傍山。名風音也。」（【麗氣記】豐受皇太神御鎮座次第、「天地麗氣府錄」に所載）、【中臣祓注抄】「高天原（梵天八万四千神來集所也。神祖也。）」、「坂十仏參詣記」「又當宮のうしろの山に、希代の岩崛あり。諸神爰に集り、仙客つねに来ると申伝へたり。」参照。「八十通印信」では「一大三千界神、彼岩屋集会、妙音樂奏。麓里人聞之、風音歟云。依之名云風音山也。」と増補。

（6）御供調進の水の事　以下は、【中臣寿詞】（【台記別記】所引）をはじめ、佚書【大同本紀】（【神宮雜例集】

「皇子沙汰文」「神名秘書」「御井神社」「類聚神祇本源」「外宮別宮篇」など所引に採録される、御饌料の神水と上御井社の縁起譚（いわゆる「忍石水請受伝説」）にもとづく。

(7) 神殿の末申の方 外宮より南西の地に「一宝殿」すなわち上御井社が鎮座する。『通海參詣記』「豊受ノ宮ノ坤方ノ岡ノ片岸ニアラタニ御井ヲホリテ、此ノ水ヲハ入テ、末ノ世ノ御饌調備ノ料トテ移ヲキ給ヘル水也。」（『大同本紀』所載）、『麗氣制作抄』天村雲命事「外宮御井神体奉斎、不増不減水也。外宮坤角社是也。」参照。

(8) 関寺 世義寺をさす。現在は岡本の地にあるが、もとは山田の外宮邑域内に位置した。上御井社（「一宝殿」が世義寺（「関寺」）の前に位置したことは、「古老口実伝」「御井南岡ヨリ世木寺前大路退出云々」、良遍『日本書紀第一聞書』「忍石井トハ伊勢ノ外宮関寺ノ前ヘニアリ。」など参照。

(9) 天「上尊」 天牟羅雲命の別称、後小橋命ともいう。忍石水請受の功によりこの三名を賜つた（『大同本紀』）。一度にわたって水を取りに天に上つたことに由来する。

(10) 彼の神体 水じたいを神体とする認識は、第一七条にも「二杖散杖者、天「上尊」自天上持下給杖也。……今外宮関寺前所安置之不増不減水者、此神体也。」とみえる。

(11) 鹿海寺 小朝熊社は、伊勢鹿海（かのみ）の地、五十鈴川と朝熊川の合流する地点から東の小山中腹に鎮座する。「鹿海寺」なる寺房については未勘。寛永二〇年（一六四二）の『内外宮領図』裏書には「鹿海之分寺在家合百拾壹家僧俗女都合四百參拾六人」とみえる。

(12) 半分余り滅ず 『八十通印信』では「三分一余滅」とする。

(13) 小朝熊明神「熊野明神」 朝熊社をさす。内宮末社の鏡宮の神体石上二面神鏡が、もと小朝熊社前の江沢の

岩上にあつたことから、小朝熊社は鏡呂とも称された。熊野との関係は未勘。

(14) 鏡彼の所を肯はざるが故に、此の如く両三度す

【小朝熊社神鏡沙汰文】には、前例としての長寛元年、正治元年、天福二年の度重なる神鏡紛失事件を記録する。うち、長寛元年には、宝殿に奉納しても、もとの岩上に帰座した(【神名秘書】「長寛元年之比、神鏡自然紛失。同年五月六日、被立勅使被祈謝申。然後、如本帰座。依時宜雖奉納宝殿、即飛出給比本石上仁帰座也」)。また、天福二年には、紛失した神鏡が突如靈威を顯して出現、新たに神殿を造立すべきか否か朝廷が諸道に勘申させたところ、もとのごとく岩上帰座の旨の託宣がくだつたと伝える(【神名秘書】「天福二年正月、為狂人被盜取二面。而立處顯靈威出現帰座也。新構神殿可奉鎮坐歟、被問官外記並諸道、尚御坐嚴之上」)。さらに文永六・七年にも同様の奇瑞があつたといふ(【通海參詣記】「文永六年十一月一面紛失シ給テ、七年正月ニ自然ニ帰座。嚴重無双ニシテ靈威アマリアル御事也」)。こここの叙述は、そうした度重なる奇瑞の顛末をふまえる。「とはずがたり」卷四「まことや、小朝熊の宮と申は、鏡造りの明神の、天照大神の御姿を写されたりける御鏡を、人が盗みたてまつりてとかや、淵に沈め置きまいらせけるを、取りたてまつりて、宝前に納めたてまつりければ、我、九かいの色くづを救はんと思ふ願ありとて、身づから宝前より出でて、岩の上にあらはれまします。」

(15) 不思議表示の奇瑞也　【八十通印信】では「有信心致所念、可祈現當悉地云々。可秘々々也」と記して結ぶ。

【解説】

第七条「大神宮秘所事」は、大きく二段に分かれる。第一段は伊勢外宮高倉山の岩屋をめぐる秘説、第二段は御供調進の水の事、第三段は伊勢内宮鏡呂にまつわる秘説について。いずれも「大神宮秘所事」という標題の示すとおり、

高倉山・忍穗井・鏡宮といった秘説の宝庫たるべき場（トポス）にまつわる言説である。なお、本条は独立して印信化された形跡が認められる。印信としては、仁和寺藏「神道諸大事」（永正一〇年（一五二三）伝授識語）、真福寺藏「神道印信口決類」（天文一年（一五四二）伝授識語）、中世末期の御流神道「八十通印信」第二重第六「大神宮秘所事」に収録される。ただし、内容的には仁和寺藏印信が比較的古態をとどめているのに対して、「八十通印信」は部分的に増補改訂の変容がみられる（詳細は【註】参照）。

〔第八条〕

〔本文〕

神号分別事。

問。三種神・四種異名等、所云上爾也。然而、以神道之面暫互之、在差別歟、如何。

答。一往教文意擧上訖。直以神道云之者、開闢元初、天照神、自天上以御孫降此國給テ為主給之次第、載上了。是則、為吾朝國主之元初也。隨而奉号^ニ皇御孫尊。女体之神也。或人云、男體也。其故、女體不可奉付皇字。可為男體云々。凡神号諍等事、具在別記云々。

〔訓読・釈文〕

神号分別の事。

問ふ。三種神・四種の異名等、上に云ふ所爾なり。然して、神道の面を以て暫く之れを号するに、差別在るか、如何。答ふ。一往教文の意は上に挙げ訖んぬ。直に神道を以て之れを云はば、開闢の元初、天照神、天上より御孫を以て此の国に降し給ひて主と為し給ふ次第、上に載せんぬ。是れ則ち、吾が朝國主の元初と為すなり。隨ひて皇御孫尊と号し奉る。女体の神（1）なり。或る人（2）の云く、男体なり。其の故は、女体に皇の字を付し奉る可からず。男体と為す可しと云々。凡そ神号詮ひ等の事、具さには別記（3）に在りと云々。

【註】

- （1）女体の神 皇孫瓊々杵尊ノ女神説については、第六条・註（5）参照。
- （2）或る人 未詳。ただし、男神説のほうが一般的であろう。
- （3）別記 第一二条では「本覚神／始覚神」について、第一三三条では「実社神／權社神／法性神」について、それぞれ分別の異義解釈をめぐる議論が展開される。

【解説】

第八条「神号分別事」は、既出の「三種神／四種神」など神号にまつわる話題を承けて、その差別をめぐる議論を採り上げる。しかしながら、その詳細はすべて上述（「所云上爾」「挙上訖」「載上」）もしくは後述（「別記」）として省略し、詳しい議論は展開されない。また、すでに第六条でも言及のあつた皇孫瓊々杵尊の男神／女神をめぐる議論は他に所見なく、『中世日本紀』の一齣としてきわめて興味ぶかい。

〔第九条〕

〔本文〕

神所反事

問。神所反事無尽^(イ)云々。其姿如何。

答。神者、及情非情、不可墮一偏。或為人為畜、或為鬼為蛇。又、為草木為山河。只依利生、又化用無邊也。故、弘法大師曰、法身三密入織芥不違^(ア)亘大虛而不廣。不簡草木瓦石何物不遍。不忤鬼畜人天、何物不攝〔文〕。又、經云、草木国土悉皆成仏〔文〕。法身周遍之神體、以之可覺知。暫現人利益甚多。爰以、役憂婆塞者、此神反作也。〔天神〕云手力男明神反作也。〕其故、魔緣競此州、天下忽欲成常闇之刻、神、兼鑑知彼瑞相、現役行者之身、降伏魔界、剩仕鬼云々。是則再開巖戶、天照大神之德化也。此役行者、顯密二教明德也。然而在世之間、依無其機、不能弘通。但、於峯中、為末世結緣貽、表顯密二教之表示。彼葛木山、以法花為體、名之一乘峯〔亦名菩提峯。〕法喜菩薩淨土也。花巖經說相分明哉。紀伊國、西浦加陀云所。役行者、誦伽陀給所也。仍為名。自此境始之、葛木一山以法花八軸二十八品之文字、分左右、各三町敷之給、品々峯、皆各別也。則、安位者、号金剛沙寺、當觀音品。加之、役行者七生御本尊十一面像安置云々。又、二上者、陀^(ア)二品、二士、一王、毘沙門天、此處也。次、龜瀨者、造龜甲、書作札而去之四字、我仏法、至万劫利衆生誓、埋賜之所也。次、神山ト云处、法喜菩薩所居、謂神體一言主、又、天照大神同體也。又是、役行者也。於我朝、号天巖戶者、彼金剛山云々。〔天巖戶事異說多之〕。日本記云、高間原神留御スト云八、高

間者〔高間寺ト云。〕金剛山神者、法喜菩薩、則、吾神之一体也。次、金峯山者、密教峯。吉野河類、一護法ト云ヨリ、至熊野膳岡。大日經等三部秘經、又分峯各々三町敷給之。次、山上金剛藏王者、天照大神化現也。為密教擁護、利益衆生出世。彼山ヲハ名菩提峰。次、高野山者、胎藏八葉谷九峯在之。又大峯者、金界五智峯四谷連。大師曰〔高野山〕、我住彼山事八万劫云々。〔高野口伝〕。

高野山内、摩尼山ト云秘所在之。是則、大神宮内外、荒祭、高御前、鎮座也。神体、則、本来不生之宝珠、六大無碍^(ホ)之所現也。故、大師已証所得之法門、衆生不覺之密藏哉。

〔校異〕

(イ) 及情非情—反情非情 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ロ) 造亀甲—行者造亀甲 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ハ) 大師曰—大師口 (底本) / 吉田・清家にて改む

(ニ) 高野山内—問高野山内 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

(ホ) 六大無碍—空大無碍 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝善提・菊亭家にて改む

【訓読・釈文】

神の変する所の事 (1)

問ふ。神の変する所の事尽ざること無しと云々。其の姿如何。

答ふ。神は情非情に及ぶ、一偏に墮す可からず。或いは人と為り畜と為り、或いは鬼と為り蛇と為る。又た、草木と為り山河と為る。只だ利生に依りて、又た化用辺無きなり。故に、弘法大師曰く(2)、法身三密は纖芥に入りて遙ら

ず、大虚に亘りて広からず。草木瓦石を簡ばず、何物にか遍からざらん。鬼畜人天を択ばず、何物をか撰らざらん〔文〕。又た、経に云く〔3〕、草木国土悉皆成仏すと〔文〕。法身周遍の神体、之れを以て覺知す可し。暫く人に現れ利益甚だ多し。爰を以て、役豪婆塞〔4〕は此れ神の変作なり。〔天神には手力男明神〔5〕の変作なりと云ふ。〕其の故は、魔縁此の州を競い、天下忽ちに常闇の刻と成さんと欲す。神、兼ねて彼の瑞相を鑑知し、役行者の身を現し、魔界を降伏し、剩へ鬼を仕ふと云々。是れ則ち巖戸を再開す、天照大神の徳化なり。此の役行者、顯密二教の明徳なり。然して在世の間、其の機無きに依りて、弘通すること能はず。但峯中に於いて、末世の為に結縁貽り、顯密二教の表示を表す。彼の葛木山〔6〕は法花を以て体と為す、之れを一乘峯と名づく。〔亦た菩提峯と名づく。〕法喜菩薩〔7〕の淨土なり。花巻經の説相分明なるかな。紀伊国の西浦の加陀〔8〕と云ふ所、役行者、伽陀を誦し給ふ所なり。仍りて名と為す。此の境より之れを始むるに、葛木一山法花八軸二十八品の文字を以て左右を分かち、各三町に之れを敷き給ふ、品々の峯、皆各別なり。則ち、安位〔9〕は金剛沙寺〔10〕と号す、觀音品に當る。加之、役行者の七生〔11〕に御本尊十一面像〔12〕を安置すと云々。又た、一上〔13〕は、陀羅尼品、一士・一王〔14〕の毘沙門天、此の処なり。次、亀瀬〔15〕は、龜甲を作り、作礼而去の四字を書き〔16〕、我が仏法、万劫に至るまで衆生を利せよと誓ひて埋め賜ふ所なり。次、神山〔17〕と云ふ處は、法喜菩薩の居る所、神体を一言主と謂ふ〔18〕。又た、天照大神と同体なり。又た是れ、役行者なり。我が朝に於いて天巖戸と号するは、彼の金剛山と云々〔天巖戸の事異説之れ多し〕。日本記〔19〕に云く、高間原に神留り御ますと云ふは、高間〔20〕は「高間寺と云ふ。」金剛山神は法喜菩薩、則ち吾が神の一体なり。次、金峯山〔21〕は、密教の峯なり。吉野河頬、一の護法と云ふより、熊野膳岡に至る。大日經等の三部の秘經〔22〕、又た峯を分かち各々三町に之れを敷き給ふ。次、山上金剛藏王〔23〕は、天照大神の化現なり。密教を擁護し、衆生を

利益せんが為に出世したまへり。彼の山をば菩提峰と名づく。次、高野山は、胎藏八葉の谷、九峯之れ在り。又た大峯⁽²⁴⁾は、金界五智の峯四谷連れり。大師口「高野山」、我彼の山に住する事八万劫と云々「高野口伝」。高野山内に、摩尼山⁽²⁵⁾と云ふ秘所之れ在り。是れ則ち、大神宮内外・荒祭・高の御前⁽²⁶⁾、鎮座なり。神体は則ち本来不生の宝珠、六大無碍の所現なり。故に、大師已証所得の法門、衆生不覺の密藏なるかな。

【註】

- (1) 神の変する所の事　序文の目録標題では「神情非情反作事」となつてゐる。
- (2) 弘法大師曰く　以下は「吽字義釈」よりの引用文だが、若干の文字の異同がある。「吽字義釈」「法身三密入織芥不透。巨大虚而不寛。不簡瓦石草木、不拵人天鬼畜。何処不通、何物不摸。」。法身の三密とは、法身大日如來の身密・語密・意密をいい、こうした法身の活動性は自在であつて有情・非情を問わず平等に遍満していることを述べている。ちなみに、この箇所は真言宗の論議において、草木等の非情が自ら發心して成仏するという立場の証文のひとつとされる。例えば「祐保隱遁鈔」第一「草木成仏事」参照。
- (3) 經に曰く　「中陰經」の文として、日本天台においてしばしば草木成仏の經証とされるほか、中世の謡曲などにも広く用いられる。しかし竺仏念訳の「中陰經」には見出されず、安然「斟定草木成仏私記」に、「當今」の議論のうち、一仏が成道する時、環境世界である草木国土が付隨して成仏するという立場の証文として「一仏成道觀見法界、草木国土悉皆成仏。身丈六、光明遍照、悉能說法。其仏名妙覺如來。」との文が見えるのが初出とされる。花野充昭「三十四箇事書」の撰者と思想について(三) 参照。また、草木成仏論を概観するには、前掲のほか、坂本幸男

「草木成仏の日本的展開」、宮本正尊「〔草木國土采皆成仏〕の仏性論的意義とその作者」参照。なお、「中陰經」の文は、安然においても「教時間答」卷四（大正七五・四三六b）や「菩提心義抄」卷一（大正七五・四八四c）でそれぞれ異なる形で用いられているなど、諸文献における依用の形態が必ずしも一定でないことは注意すべきところ。大久保良峻「現実肯定思想」参照。本条では、前後の脈絡からして、神体が非情にまで変作してあまねく及ぶことを論証していることになる。

（4）役優婆塞　以下、天岩戸説話と重ねあわされる形で役行者のことが説かれる。一方で第五条・第一七条では岩戸説話が南天鉄塔と重ねられている。

（5）手力雄明神　天岩戸説話と天孫降臨説話とに共通して登場する神。前者においては岩戸にこもった天照大神を引き出す（記・紀）。後者においては佐那那縣に鎮座する（記）。ここでは役行者のこととされている。

（6）葛木山　葛城山系が、修驗道においては大峯山系と並ぶ修行場であり、また同地には『法華經』二十八品になぞらえた靈場、いわゆる葛城二十八宿が設定されていることはよく知られている。そうした記述は『諸山縁起』等に詳しいが、以下に見るよう本文とは細かい点での違いも見られる。

（7）法喜菩薩　金剛山に住する菩薩。「八十華嚴」菩薩住処品（大正一〇・二四一b）に「海中有處、名金剛山。從昔已來諸菩薩衆、於中止住。現有菩薩、名曰法起。」とある。役行者との関連では例えば『私聚百因縁集』卷八、役行者事に「凡役優婆塞者金峯山ニシテ大聖威徳天。金剛山ニシテ法喜菩薩。」とある。両部神道関係の文献にもこうした関連が見られる。なお『金峯山創草記』では役行者は不動明王とされている。また『溪風拾葉集』卷六（大正七六・五一〇b）「問。役行者本地如何。答。曇無無竭菩薩化身。」参照。

(8) 加陀 現在の和歌山県北西部、和泉山脈が紀伊海峡に水没するあたりの湾、駅、港などに「加太」の地名が残っている。かつては伽陀寺という寺が存在したことが【続風土記】【名所図会】から確認できる。【諸山縁起】転法輪山「宿次第一」にも「伽陀寺」の名前が見える。さらに、【私聚百因縁集】卷八に「和泉国伽陀峯從妙石屋〔又云序品石室〕始」とある。本条では、そこで役行者が頌を誦したことが地名の由来となつたとされている。

(9) 安位 安位寺という寺が葛城山中の櫛羅澗の近くに存在した。同寺を指すか。【大和・紀伊寺院神社大事典】では同寺は別名堺那寺とするが、【諸山縁起】「転宝輪山」では堺那寺と金剛沙寺は区別されている。【神祇秘鈔】では安位が金剛沙寺とされており、食い違うことになる。なお現在の奈良県御所市、葛城山付近に安位川という河がある。

(10) 金剛沙寺 【諸山縁起】転法輪山「宿次第八十三」に同寺がみえる。ただ、本条では同寺は觀音品に当るとされているが、【諸山縁起】では薬王菩薩品と妙音菩薩品の間におかれている点が異なる。

(11) 役行者の七生 【私聚百因縁集】卷八に「有舊骸骨。(中略) 左手抱獨古。右手取智劍。(中略) 行者見之為取。堅奉動山如クニシテ不被取。祈請佛天。本尊夢中示云。此汝先世死骸也。汝此峯行事既受生七生ナリ。初三生留骸骨。初生長七尺五寸。第二生八尺五寸。第三生九尺五寸。是則第三骨也。」とある。

(12) 十一面像 菩家本【諸寺縁起集】「安位寺」の項に「本尊者十一面觀音也」とある。

(13) 二上 一上山を指す。雄岳と雌岳からなり、雄岳の頂上付近には大津皇子の墓がある。【諸山縁起】でも当山の石屋が陀羅尼品に配当されている。

(14) 二王・一王 【法華經】卷八陀羅尼品には、薬王・勇施の二菩薩と毘沙門天王・持國天王が登場する。これを「二王・一王とするか。」「三云「土のルビ」二天「王のルビ」」(蓬左)、「二王三王」(宝菩提・吉田・菊亭家)など、

諸本の記載も統一しない。

(15) **龜瀬** 生駒山山地から「上山地へと南北に連なる山脈を大和川が横切る地点の谷を指す。」**【諸山縁起】**「転法輪山」の項は「亀尾宿」で終わる。

(16) **龜甲を造り作札而去の四字を書き** 「諸山縁起」転法輪山「宿次第九十五」のうち「亀尾宿」の割注に「作札而去、石屋去。文字亀公在。此峯草木悉以無非一乘字。一切草木皆是妙法說故。」とある。「作札而去」とは經典の結びの常套表現である。「法華経」になぞらえた葛城「十八宿が終わるところにその表現を持つてることで、經の末尾を暗示したものであろう。なお、亀甲に四字を記す例は、「天寿国繡帳曼陀羅」にもみえる。

(17) **神山** 法起菩薩のいるところとは金剛山であり、神体が一言主とされるのは葛木山である。両山はかつて区別されていなかつたものであり、つまりは「神山」とは両山を一体のものとして指していると思われる。なお、底本の濁点から読みは「じんざん」である。

(18) **神体を一言主と謂ふ** 「続日本紀」「日本靈異記」など初期の役行者説話では一言主と役行者は対立するものとされるが、ここでは天照大神と共に同体とされている。

(19) **日本記** 「六月晦大祓」に「高天原爾神留坐」とあるのをふまえる。

(20) **高間** 金剛山中腹から山頂に至る地域を指す。現在の奈良県御所市。同寺は現在橋本院と名称を変えている。

(21) **金峯山** 大峯山脈の北方部分、吉野川南岸から山上ヶ岳に至る山地をまとめて指す場合と、山上ヶ岳そのものを指す場合がある。しかし本文では、吉野から熊野まで、現在の大峯山系全体を指しているようにも見える。ともあれ、本文では熊野周辺の縁起の中に高野山を混入させていることが注目すべき点である。

(22) 大日經等三部秘經　【大日經】・【金剛頂經】・【蘇悉地經】を指す。【諸山縁起】一代峯縁起に「抑今是行者、昔大倭州聖人、今大唐國第三仙人、金剛山法喜菩薩。金剛界峯、果曼荼羅、金峯山、大聖威德天。蘇悉地峯、一代峯・笠置石屋補處弥勒慈尊。胎藏界峯、因曼荼羅。三部秘法峯如是矣。」とある。また【私聚百因縁集】卷八には「亦大峯胎金兩峯也。所謂熊野山、胎藏界、因曼荼羅。十二所權現垂跡給。金峯山、金剛界果曼荼羅。三十八所、和光。」とあり、それぞれ【神祇秘鈔】本文とは異なる点がある。

(23) 山上金剛藏王　金峯山に住むとされる、役行者が祈請したという釈迦の化身。【私聚百因縁集】卷八「金剛藏王釈迦牟尼如來。釈迦亦名毘盧遮那。金剛界大日也。」(中略) 説云、行者祈請シテ釈迦像頭タマフ。爾時行者言、此体ニテハ末代濁世衆生云何シテ可利生トテ重祈請。于時藏王忿怒形ニテ顯。行者竭仰信受奉。【参考】

(24) 大峯　本文では、金峯山の南、現在の大峯山系のうち南方部分から熊野へと至る一帯の山地を指している。おおまかな全体の位置関係としては、北から金峯山、大峯、熊野と理解してよいだろう。また、【今昔物語集】卷十三
—1「熊野ヨリ大峯ニ入テ金峰ニ出ルニ」参照。

(25) 摩尼山　現在の和歌山県伊都郡にある標高一〇〇四メートルの山。高野山の北東にあたる。

(26) 大神宮内外・荒祭・高の御前　「内外」は伊勢神宮の内宮と外宮を指す。「荒祭」は内宮の別宮であり、天照大神の荒魂を祀る。「高の御前」は多賀宮、外宮第一の別宮であり、豊受大神の荒魂を祀る。

〔解説〕

第九条「神所変事」では、神が姿を変えて有情・非情さまざまなものに変化するどし、役行者を神の化身としたう

えで、「諸山縁起」等に見える葛城二十八経塚説に言及する。修驗を両部神道に取り込む形で説が展開されていることが見て取れる。それらの説話を総括する形で、最後に高野山と伊勢との関係に触れる。本書最後の第二二二条で述べられる天照大神と空海が同体であるという説に連なる。

〔第一〇条〕

〔本文〕

神之天上天下事

問。天地開闢次第、其義如何。

答。凡、無始以来^(一)、天者為地、々者為天、云之不^一。此一段、神道秘説、密教大事也。地之方形之上、置水之一輪、定之兩部。次、以地方形分^一、三角也。一者體、一者用也。以其用置水輪上、是火輪也。意云、地氣昇天為火故。又、水円形分^一、半月也。一者體、一者用。以其用置三角上、為風輪。意云、水氣昇天為風。又、以半月之體置風上、以火三角体、為蓋。即、一之先輪也。於空一輪、三角者胎藏、地万タラ。半月體者金界、天万タラ。地火氣昇天照空、天水氣降地潤万物、云之不^一。鎮天者為地、々者為天。其内、一切衆生々長。爰以、經云、今此三界、皆是我有〔文〕云々。此故、山河草木則三摩耶^(二)万荼羅、悉是仏体也。又、神之一業云々。然則、為月為日、常恒照天下、彼神之一德也。問。日月者爾也。星宿等体義、如何。

答。星者、不^二之義、取兩部不離之德、名星。或人云、彼日月星者、心字二点、天三光、面上三百云々。二日者、兩

眼日月、眉間星也。正覺如來眉間白毫、彼星不二光明也。此三點、遍三界、天地十二代々次。人間生子非嗣代、依自然德、如此出生、而相統也。以之、開闢以來、為天上天下德云々。

〔校異〕

(イ) 無始以來—始以來 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝菩提・菊亭家にて改む

(ロ) 万茶羅—万茶 (底本) / 吉田・清家・蓬左・宝菩提・菊亭家にて改む

【訓説・訳文】

神の天上天下の事 (1)

問ふ。天地開闢の次第、其の義如何。

答ふ。凡そ、無始より以来、天は地と為り、地は天と為る、之れを不二と云ふ。此の一段は、神道の秘説、密教の大
事なり。地の方形の上、水の一輪を置く、之れを両部と定む。次に地の方形を以て二に分かつ、三角なり。一は体、
一は用なり。其の用を以て水輪の上に置く、是れ火輪なり。意に云く、地の気天に昇りて火と為るが故に。又た、水
の円形二に分かつ、半月なり。一は体、一は用。其の用を以て三角の上に置き、風輪と為す。意に云く、水の気天に
昇りて風と為る。又た、半月の体を以て風の上に置き、火の三角体を以て、蓋と為す。即ち、一の空輪なり(2)。空
の一輪に於いて、三角は胎藏、地万茶羅。半月体は金界、天万茶羅。地の火氣、天に昇りて空を照らし、天の水氣、
地に降りて万物を潤す(3)、之れを不二と云ふ。鎮に天は地と為り、地は天と為る。其の内に、一切衆生生長せり。
爰を以て、經に云く、今此三界皆是我有(4)〔文〕と云々。此の故に、山河草木則ち三摩耶万茶羅(5)、悉く是れ仮
体なり。又た、神の一業と云々。然れば則ち、月と為り日と為りて、常に恒に天下を照らすは、彼の神の一徳なり。

問ふ。日月は爾り。星宿等の体の義如何。

答ふ。星は、不^一の義なりて、両部不離の徳を取り、星と名づく。或る人云く(6)、彼の日月星は♂字の三點、天の三光、面上の三目(7)と云々。三目とは、両眼は日月、眉間は星なり。正覺如來の眉間の白毫(8)と云ふは、彼の星不^一の光明なり。此の三點、三界に遍くして、天地十二代の代次とす。人間の子を生み代を嗣^スがするには非ず、自然の徳に依りて此の如く出生し、相続するなり。之れを以て開闢以来、天上天下の徳と為ると云々。

【註】

(1) 神の天上天下の事　序文の目録標題では「開闢元初天上天下事」とする。

(2) 地の方形・空輪なり　「大日經」に由来する密教の五大思想に基づき、天地開闢が説かれている。地輪の方形、水輪の円、火輪の三角、風輪の半月、空輪の宝珠形の五大形はそれぞれ万物構成の要素であり、それらを積み重ねて造られた五輪塔は万物・万法を象徴し、胎藏大日如來の三昧耶形であるとされる。この条に見られるような考え方は、覺鏡「金剛頂蓮花部心念誦次第沙汰」(大正七八・二七c・二八a)「諸尊三昧不出方円等五輪、猶略之、不出方円」。尋云、「二角半月云何有方円義耶。師云、円者中切成半月、方者スチカヘニ切成三角、大空成水。」参照。なお、第一七条において再び五大と卒塔婆の話題が取り上げられる。

(3) 地の火氣・万物を潤す　「尚書」洪範に「水曰潤下、火曰炎上」とあり、その注に「言其自然之常成」と見える。このような火と水の性質を「五行大義」第一・辨体性では、「尚書」洪範及び「淮南子」を引用し、「火以明熱為体、炎上為性」また「水以寒虛為体、潤下為性」であるとする。「十住心論」卷二にも五戒を明かすとして「尚書」

洪範の同箇所が引用される。本書では火が地に屬するもの、水が天に屬するものとされ、地と天は火と水のはたらきによつて相互に影響を及ぼしあつてゐることを示す。

(4) **今此三界、皆是我有**　【法華經】譬喻品（大正九・一四〇）からの引用。この条では山川草木が悉く仏体であり、神の一業であることの根拠とされる。第一七条にも、器界草木が能所一体の仏身であることが述べられる。

(5) **三摩耶万荼羅**　四種曼荼羅の一つ。諸尊の所持する刀劍・蓮花等または印契を描いた曼荼羅を指す。【四種曼荼羅義】には三昧耶曼荼羅を五大の色が有情非情に通じて平等である」とから「平等曼荼羅」ともいうとしている。また、「即身成仏義」には「此器界者三昧耶曼荼羅之総名也。」と見える。

(6) **或る人云く**　未詳。

(7) **●字の三點、天の三光、面上の三目**　【●字三點】は【北本涅槃經】卷一（大正十二・二七六〇、南本॥大正一二・六一六b）に「猶如伊字三點、若並則不成伊、縱亦不成、如摩醯首羅面上三目。」とあり、不縱不橫の義をあらわす例として使用される。摩醯首羅とは色界の諸天の最頂である色究竟天に住む大自在天のこと。大自在天は魯達羅、伊舍那等多くの化身を持つとされ、密教ではこれを仮の等流身として現れたものとしている。山王神道の文献では山王の徳が不縱不横であることを示すため【山家要略記】に「山王三聖譬如天目」とあるように「伊字」及び「面上三目」という言葉が多用される。【涅槃經】の「面上の三目」は摩醯首羅すなわち大自在天の面上の三目とされるが、本条では日月星の三光がそれぞれ正覚如來の両眼及び眉間の白毫に配当される。「天の三光」に関しては【山家要略記】、「日吉三聖三光天子垂迹事」に「天現三光養育十象万物。」と見え、三光は万物を養育するはたらきとしての現れとする。なお、第二一条には三果の宝珠を「天の三光、面上の三目」とする記述が見える。

(8) 眉間白毫 星の不二の光明を白毫の光とする。第一五条には「眉間白毫、即明星也。」という表現が見える。

【解説】

第一〇条「神之天上天下事」は、「天地開闢次第」及び「星宿等体義」の二つの問答により構成される。前半部「天地開闢次第」では、世界の生成が五輪塔の形成によって説明される。後半部「星宿等体義」では、特に星は正覺如來の眉間の白毫であるとし、星の不二の義を説くことに重点が置かれる。開闢以来の天上天下に及ぶ神徳を説きながら、一方で「不二」を強く主張しているところが特徴的である。密教の影響が色濃く現れた一条ともいえる。本条をもつて「神祇秘抄」巻上は終わる。

【引用テキスト】

「周易」「尚書」「老子」「札記」「淮南子」（新編漢文大系） 「爾雅」（十三經注疏・整理本） 「五行大義」（新編漢文選） 「古事記祝詞」
「日本書紀」 「神皇正統記」 「中臣空事詞」 「沙石集」（日本古典文学大系） 「古語拾遺」（岩波文庫） 「止田氣宮儀式帳」 「神宮雜例集」 「皇子
沙汰文」 「御鎮座本紀」 「御鎮座次第記」 「倭姫命世記」 「神名秘書」 「古老口実伝」 「類聚神祇本源」 「神皇聖錄」 「神皇系図」 「太神宮兩宮御
事」 「中臣戒訓解」 「麗氣記」 「天地麗氣府錄」 「麗氣制作抄」 「麗氣聞書」 「日本得名」 「天照大神口決」 「豐葦原神風和記」 「旧事本紀玄義」
「神道大意」 「金峯山創草記」 （神道大系） 「神道簡要」 「大元神一秘書」 「參詣物語」 「通海參詣記」 「坂十仏參詣記」 「宮川日記」 （大神宮叢
書） 「天地靈賞秘書」 「石窟本縁」 （高庫藏等秘抄） 「兩呂形文深抄」 「所天照皇太神遷幸時代抄」 「結別秘文」 （真福寺善本叢刊） 「大和
葛城玉山記」 「諸山緣起」 （日本忠相大系） 「山家要略記」 （続天台宗全書） 「神代秘決」 （内閣文庫本） 「神道闇白流雜部」 （神宮文庫本）
「八十通印信」 （吉田文庫本） 「俊頼鶴脣」 （日本古典文学全集） 「古今和歌集序聞書三流抄」 （古今伝授資料） 京都大学本「古今集註」 （続
日本紀） 「日本靈異記」 「とはすがたり」 （新日本古典文学大系） 「私聚百因縁集」 （古典文庫） 菅家本「諸寺縁起集」 （校刊美術史料） 「瑠
森抄」 （臨川書店） 「東大寺要録」 （続々群書類從） 「秘藏宝鑑」 「三昧耶戒序」 「弁瓶密二教論」 「吽字義疏」 「即身成仏義」 「四種曼荼羅義」

（定本弘法大師全集）

『對定草木成仏私記』（末木文美士「平安初期仏教思想の研究」）『出雲国造家文書』（清文堂出版）

【参考文献】

- 阿部泰郎・伊藤聰・原克昭・松尾恒一「仁和寺資料「神道篇」神道灌頂印信」（『名古屋大学比較人文学研究年報』第一集 一〇〇〇年）
伊藤聰「外宮高倉山淨土考」（『國學院大學日本文化研究所紀要』八二 一九九九年）
大久保良峻「日本天台における法華円教即身成仏論」（『天台教学と本尊思想』法藏館 一九九八年）
大山公淳「神仏交渉史」（高野山大学 一九四四年）
勝又俊教「密教の日本の展開」（春秋社 一九七〇年）
久保田収「中世神道の研究」（神道史学会 一九五九年）
久保田収「伊勢神宮の本地」（『神道史的研究』皇學館大學出版部 一九七三年）
坂本幸男「草木成仏の日本の展開」（『坂本幸男論文集』二 大東出版社 一九八〇年）
菅原信海「山王神道の研究」（春秋社 一九九一年）
末木文美士「平安初期仏教思想の研究」（春秋社 一九九五年）
田村芳朗「本覚思想と神道理論」（『本覚思想論』春秋社 一九九〇年）
土生田純之「伊勢市高倉山古墳について」（『日本横穴式石室の系譜』一九九一年）
高橋美田紀「伊勢神道の思想とその展開」（『伊勢神道の成立と展開』大明堂 一九九四年）
花野充昭「三十四箇事書」の撰者と思想について（『三』）（『東洋學術研究』十五一二 一九七六年）
三重大学歴史研究会原始年代史部会「伊勢市高倉山巨古墳」（『ふびと』二四 一九六五年）
宮本正尊「草木國土采皆成仏」の仏性論的意義とその作者」（『印度學仏教學研究』九一一 一九六一年）
村山修一「日本陰陽道史総説」（塙書房 一九八一年）
牟禮「「神道」日本書紀用例考」、「神道」古代・中世用例輯（稿）」（『中世神道説形成論考』皇學館大學出版部 一〇〇〇年）
吉原浩人「大江匡房と院政期の伊勢・熊野信仰——「江談抄」伊勢能野同体説をめぐって——」（『日本文学』四一五 一九九三年）
和田年弥「文献からみた伊勢市高倉山古墳」（『皇學館大學神道研究所紀要』八 一九九一年）